

平成 18 年度

狛江市事務事業評価結果報告書

平成 19 年 3 月

狛江市行財政改革推進委員会

【目 次】

1	これまでの事務事業評価	1
2	18年度の事務事業評価	1
	評価対象事業	1
	実施方法	1
	第一次評価表の改訂	2
3	評価の基準	3
	評点基準表（第一次評価・第二次評価）	3
	判定基準（第二次評価）	9
4	評価結果まとめ	10
5	第一次評価	13
	第一次評価の概要	15
	第一次評価表の見方	16
	・第一次評価 評価結果	19
6	第二次評価	71
	第二次評価の概要	73
	第二次評価表の見方	74
	・第二次評価 評価結果	75
7	参考資料	103
	・ 狛江市事務事業評価実施要綱	105
	・ 狛江市行財政改革推進委員会設置要領	107
	・ 「狛江市アクションプラン～第3次行財政改革推進計画編～」抜粋	108

【評価実施事業目次】

評価実施事業名	所 管	掲載ページ	
		第一次 評価	第二次 評価
1 私立幼稚園等園児保護者負担軽減	学校教育課	20	77
2 乳幼児医療費助成	保険年金課	22	78
3 市民保養施設利用助成事業	産業生活課	24	79
4 住宅資金融資	産業生活課	26	80
5 重度身体障がい者（児）住宅設備改善費給付事業	産業生活課	28	81
6 障がい者の移送サービス	社会福祉課	30	82
7 重度心身障がい者（児）日常生活用具給付等	社会福祉課	32	83
8 家族介護用品支給等（重度心身障がい者）	社会福祉課	34	84
9 家族介護用品支給等（高齢者）	高齢福祉課	36	85
10 入浴サービス（入浴券）	高齢福祉課	38	86
11 入浴サービス（訪問入浴）	社会福祉課	40	87
12 補装具交付・修理	社会福祉課	42	88
13 心身障がい児通園児童保護者負担軽減助成	社会福祉課	44	89
14 敬老金	高齢福祉課	46	90
15 老人福祉センター浴室開放	高齢福祉課	48	91
16 介護保険導入等に伴う一部負担軽減	高齢福祉課	50	92
17 健康診査	健康課	52	93
18 子育てひろば（あそびの広場）	児童福祉課	54	94
19 生活保護世帯見舞金等（理美容サービス）	高齢福祉課	56	95
20 生活保護世帯見舞金等（老人福祉電話）	高齢福祉課	58	96
21 心身障がい者福祉手当	社会福祉課	60	97
22 生ごみ処理機購入費補助	清掃課	62	98
23 環境学習	環境改善課	64	99
24 就学援助	学校教育課	66	100
25 子どもフリースペース事業	社会教育課	68	101

1 これまでの事務事業評価

狛江市では、市民サービスの向上、職員の意識改革、財政運営等の見直しを主な目標として、市民の視点に立った成果重視の市政運営に資するとともに、行政運営に関する市民への説明責任を果たすための手法の一つとして、行政活動の最小単位である「事務事業」を対象とした事務事業評価制度を平成 15 年度に導入しました。

評価対象事業の選定にあたっては、14 年度に予算化された事業の中から各課 1 事業以上を条件に、自治事務を基本として、所管において見直しが必要と考える事業、また、評価により市民サービスの向上につながると考える事業を評価することとし、合計 51 事業を選定しました。

この 51 事業について、所管における第一次評価を実施し、さらに、その中から 8 事業を選出し、客観的な視点から評価を行うため、狛江市行財政改革推進委員会において第二次評価を試行実施しました。この評価結果及び評価内容については、冊子としてまとめ 16 年 3 月に公表しています。

16 年 10 月に「行財政基盤確立のための緊急行動計画」(以下「緊急行動計画」という。現在は「狛江市アクションプラン～第 3 次行財政改革推進計画編～」に取り込んでいる。)を策定したことをふまえ、16 年度以降の事務事業評価の取扱いを整理しました。計画策定における事務事業全般の見直しの視点と事務事業評価における評価の視点が実務的に重複していること、計画の策定と実行を通じて、事務事業評価における目的や意義が形を変えて達成されていると思われることなどから、16・17 年度は事務事業評価の実施を見送り、緊急行動計画の進捗評価として 18 年度に改めて実施することとしました。

2 18 年度の事務事業評価

評価対象事業

平成 18 年度の事務事業評価は、緊急行動計画の進捗評価として実施するものであるため、17 年度に実施した緊急行動計画事業の中から、「事業のスリム化(事務事業の再編、整理、廃止、統合)」を対象としました。このうち、廃止・凍結した事業や、業務委託、施設の維持管理関係事業などを除いた 22 事業を選定しました。(事業内容により分割したので、評価実施事業は 25 事業となります。)

実施方法

実施方法は、15 年度評価と同様に、所管における第一次評価を行った後、より客観的な立場から評価するため、行財政改革推進委員会において第二次評価を行いました。また、今回の第二次評価は本格実施とし、評価対象である 25 事業すべてについて評価

しています。

第一次評価表の改訂

行財政改革推進委員会では、15年度評価の実施内容、結果などをふまえ、第一次評価表をより詳細でわかりやすいものとするために見直しを行い、次の3項目を新たに追加しました。

(1) 間接コスト

より正確なコスト把握をするため、事業に直接要した経費以外に生じた経費を算入します。事業実施の際に、市の施設・備品を使用するにあたり、施設使用料・備品使用料の支払を免除されている場合や、他所管への協力依頼をした場合に発生しうるコストについて、これを実際に支払ったと仮定して算出した額を記入しています。

(2) 当年度(18年度)の目標値

参考値としてですが、予算や、活動指標、成果指標に基づく当年度の目標値を設定しています。

(3) コスト指標

「投入コスト」から「単位コスト」を導き出す指標です。その事務事業に要したすべてのコストを「投入コスト」とし、対象者数や活動量などの単位で除して「単位コスト」を算出します。これにより、当該事業の一活動単位におけるコストが示され、より具体的なコスト構成を把握することが可能となります。

3 評価の基準

評点基準表（第一次評価・第二次評価）

平成 15 年度評価と同じく、実際の評価において次の 5 つの視点から、それぞれ 5 点満点、合計 25 点満点で評点しています。評価にあたっては、なるべく客観的な評価ができるように、また、評価者によって考え方にばらつきが生じないように「評点基準表」に従って評価点を決める仕組みを採用し、評価レベルを統一しています。

（１）必要性

行政が担うべき事業か、市民や民間事業者などとの役割分担は適切か、市民ニーズなどをふまえ、当該事業を市が実施する必要があるかを評点します。

（２）効率性

当該事業の実施手法や費用対効果、他市の状況との比較などをふまえ、効率的な事業運営を行ったかを評点します。

（３）有効性

当該事業の目的に対する手段、利用者に偏りがいないか、時代の変化などをふまえ、事業実施による効果が見られたかを評点します。

（４）透明性

当該事業に関する情報を市民に十分かつ公平に提供できたか、説明責任を果たせたか、また、その方法について評点します。

（５）目標達成度

成果指標による評価とし、当該年度の目標達成状況、前年度実績との比較、今後の実績値向上の余地があるかなどをふまえ、目標の達成度合いを評点します。

総合評価点 上記（１）～（５）の評点の合計点です。

必要性 行政が担うべき事業か。市民・民間との役割分担は適切か。

評価 コード	チェック項目			評点
	Q1 法令等義務付け 市による実施が法令に義務付けられているか。	Q2 公民役割分担 市が実施すべき事業か。(市民・民間で実施すべき事業ではないか。)	Q3 市民ニーズ 社会経済状況の変化により、現在も事業に対する市民ニーズはあるか。	
1	全部義務付け	実施が義務付けられている。	市民ニーズに左右されない。	5
2	一部義務付け	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。	5
3			市民ニーズは変わらない。	4
4			市民ニーズは減少している。	3
5			市民ニーズはほとんどない。	2
6			市で実施すべき必要性が薄れている部分がある。	市民ニーズは増大している。
7		市民ニーズは変わらない。		3
8		市民ニーズは減少している。		2
9		市で実施すべき必要性がない部分がある。	市民ニーズはほとんどない。	2
10			市民ニーズは増大している。	3
11			市民ニーズは変わらない。	2
12			市民ニーズは減少している。	2
13			市民ニーズはほとんどない。	2
14		義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。
15	市民ニーズは変わらない。			4
16	市民ニーズは減少している。			2
17	市民ニーズはほとんどない。			1
18	市で実施すべき必要性が薄れている部分がある。		市民ニーズは増大している。	3
19			市民ニーズは変わらない。	2
20			市民ニーズは減少している。	2
21			市民ニーズはほとんどない。	1
22	市で実施すべき必要性がない部分がある。		市民ニーズは増大している。	2
23			市民ニーズは変わらない。	2
24			市民ニーズは減少している。	2
25			市民ニーズはほとんどない。	1
26	義務付けなし	市で実施する必要性がない。	市民ニーズはほとんどない。	0

効率性 効率的な方法で事業を実施しているか。

評価コード	チェック項目			評点
	Q1 事業形態 類似事業との運営統合や新たな別の事業形態にすることで、より効率的な事業展開ができないか。(民間委託や市民協働等により実施すべき内容はないか)	Q2 他市との比較 他市の状況と比較して実施方法は効率的か。(他市の状況が不明の場合は「他市と同様である。」としてください。)	Q3 費用対効果 現在の実施方法が、費用対効果から考えて最も効率的な方法か。(職場レベルでの改善の余地も含む。)	
1	現内容が妥当	他市より優れている。	最少の経費で最大の効果をあげている。	5
2			経費相当の効果はあるが改善の余地がある。	4
3			経費に見合った効果はあげていない。	3
4		他市と同様である。	最少の経費で最大の効果をあげている。	4
5			問題なし。	3
6			一部で見直す箇所あり。	2
7		他市より劣る。	一部で見直す箇所あり。	2
8			抜本的に見直す必要がある。	1
9	事業の一部に見直すべき箇所がある。	他市より優れている。	最少の経費で最大の効果をあげている。	4
10			経費相当の効果はあるが改善の余地がある。	3
11			経費に見合った効果はあげていない。	2
12		他市と同様である。	最少の経費で最大の効果をあげている。	4
13			問題なし。	3
14			一部で見直す箇所あり。	2
15		他市より劣る。	一部で見直す箇所あり。	2
16			抜本的に見直す必要がある。	1
17	抜本的に見直す必要がある。	比較対象なし	抜本的に見直す必要がある。	0

有効性 事業目的に対して実施の手段は有効か。

評価 コード	チェック項目			評点	
	Q1 効果 事業目的に対して効果は上がっているか。	Q2 公平性 特定の対象者に偏ったサービスでないか。公平なサービスであるか。	Q3 手段 事業目的に対して実施している手段は適切か。		
1	予想以上に上がっている。	適当である。	適当である。	5	
2			一部問題がある。	一部問題がある。	4
3				不適当である。	3
4		適当である。		4	
5		一部問題がある。		3	
6		不適当である。	2		
7		不適当である。	不適当である。	2	
8	上がっている。	適当である。	適当である。	4	
9			一部問題がある。	一部問題がある。	3
10				不適当である。	2
11		適当である。		3	
12		一部問題がある。		2	
13		不適当である。	2		
14		不適当である。	不適当である。	2	
15	余り上がっていない。	適当である。	適当である。	3	
16			一部問題がある。	一部問題がある。	2
17				不適当である。	1
18		適当である。		2	
19		一部問題がある。		1	
20		不適当である。	1		
21		不適当である。	不適当である。	1	
22	全く上がっていない。	不適当である。	不適当である。	0	

透明性 事業に関する情報を市民に十分に提供できたか。

評価 コード	チェック項目			評点
	Q1 情報提供方法 複数の方法により情報を提供できたか。	Q2 説明責任 説明責任は十分に果たせたか。	Q3 公平性 公平に情報提供ができたか。	
1	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできた。	5
2			公平にできたが改善の余地がある。	4
3			わからない。	3
4		ふつう。	公平にできた。	4
5			公平にできたが改善の余地がある。	3
6			わからない。	2
7		十分にできなかった。	公平にできた。	3
8			公平にできたが改善の余地がある。	2
9			わからない。	1
10	複数の方法で提供できなかった。	十分にできた。	公平にできた。	4
11			公平にできたが改善の余地がある。	3
12			わからない。	2
13		ふつう。	公平にできた。	3
14			公平にできたが改善の余地がある。	2
15			わからない。	1
16		十分にできなかった。	公平にできた。	2
17			公平にできたが改善の余地がある。	1
18			わからない。	0

目標達成度 成果指標による評価

評価 コード	チェック項目			評点
	Q1 今年度の目標 今年度の成果指標の実績値が 目標値を達成できているか。	Q2 前年度比 成果指標の実績値が前年度より 向上しているか。	Q3 実績値向上 今後、成果指標の実績値が向 上する余地があるか。	
1	達成できている。	向上している。	余地がある。	5
2			変わらない。	4
3			低下する。	3
4		変わらない。	余地がある。	4
5			変わらない。	3
6			低下する。	2
7		低下している。	余地がある。	3
8			変わらない。	2
9			低下する。	1
10	達成できていない。	向上している。	余地がある。	4
11			変わらない。	3
12			低下する。	2
13		変わらない。	余地がある。	3
14			変わらない。	2
15			低下する。	1
16		低下している。	余地がある。	2
17			変わらない。	1
18			低下する。	0

* 評価表の成果指標に基づき、数値化されたものを基準に概ね95%以上であれば、達成できていると判断する。

判定基準（第二次評価）

第二次評価では、評点基準表に基づく評価を行ったうえで、事業の今後の方向性を示すものとして、次の5つの判定基準から事業の今後の方向性を示しています。

判定基準

- (1) 廃止も視野に入れて、抜本的に見直すべきである。
- (2) 事業実施主体を含め大幅に見直すべきである。
- (3) 内容、規模、手法の一部を見直すべきである。
- (4) 現状維持でよい。
- (5) 拡充していくべきである。

4 評価結果まとめ

18 年度事務事業評価の結果は以下のとおりです。各事務事業の詳しい評価内容は評価表をご覧ください。

	事業名	所管	一次評価	二次評価	
				評点	判定
1	私立幼稚園等園児保護者負担軽減	学校教育課	14	16	現状維持でよい。
2	乳幼児医療費助成	保険年金課	20	22	拡充していくべきである。
3	市民保養施設利用助成事業	産業生活課	10	11	事業実施主体を含め大幅に見直すべきである。
4	住宅資金融資	産業生活課	13	11	内容、規模、手法の一部を見直すべきである。
5	重度身体障がい者（児）住宅設備改善費給付事業	産業生活課	18	18	内容、規模、手法の一部を見直すべきである。
6	障がい者の移送サービス	社会福祉課	20	20	現状維持でよい。
7	重度心身障がい者（児）日常生活用具給付等	社会福祉課	18	18	内容、規模、手法の一部を見直すべきである。
8	家族介護用品支給等（重度心身障がい者）	社会福祉課	20	18	現状維持でよい。
9	家族介護用品支給等（高齢者）	高齢福祉課	22	21	内容、規模、手法の一部を見直すべきである。
10	入浴サービス（入浴券）	高齢福祉課	21	16	内容、規模、手法の一部を見直すべきである。
11	入浴サービス（訪問入浴）	社会福祉課	20	18	現状維持でよい。
12	補装具交付・修理	社会福祉課	19	18	現状維持でよい。
13	心身障がい児通園児童保護者負担軽減助成	社会福祉課	20	18	現状維持でよい。
14	敬老金	高齢福祉課	15	15	現状維持でよい。
15	老人福祉センター浴室開放	高齢福祉課	17	17	現状維持でよい。

	事業名	所管	一次評価	二次評価	
				評点	判定
16	介護保険導入等に伴う一部負担軽減	高齢福祉課	5	7	廃止も視野に入れて、抜本的に見直すべきである。
17	健康診査	健康課	19	17	内容、規模、手法の一部を見直すべきである。
18	子育てひろば（あそびの広場）	児童福祉課	22	19	内容、規模、手法の一部を見直すべきである。
19	生活保護世帯見舞金等（理美容サービス）	高齢福祉課	22	18	現状維持でよい。
20	生活保護世帯見舞金等（老人福祉電話）	高齢福祉課	19	12	廃止も視野に入れて、抜本的に見直すべきである。
21	心身障がい者福祉手当	社会福祉課	21	19	現状維持でよい。
22	生ごみ処理機購入費補助	清掃課	23	20	現状維持でよい。
23	環境学習	環境改善課	19	20	現状維持でよい。
24	就学援助	学校教育課	18	18	現状維持でよい。
25	子どもフリースペース事業	社会教育課	21	19	拡充していくべきである。

【評点数別まとめ】

	一次評価	二次評価
平均点	18.2点	17.0点
最高点	23点	22点
最低点	5点	7点

	一次評価	二次評価
0～5点	1事業	0事業
6～10点	1事業	1事業
11～15点	3事業	4事業
16～20点	13事業	18事業
21～25点	7事業	2事業

【第二次評価判定まとめ】

廃止も視野に入れて、抜本的に見直すべきである。	2事業
事業実施主体も含め大幅に見直すべきである。	1事業
内容、規模、手法の一部を見直すべきである。	7事業
現状維持でよい。	13事業
拡充していくべきである。	2事業

5 第一次評価

第一次評価の概要

第一次評価は、当該事業を担当する部署における評価です。事業の対象や目的、手段、コストなどの事業概要を示したうえで、「活動指標」、「成果指標」、「コスト指標」の3つの指標を設定・算出し、過去3年間の事業実績を把握し、この指標及び評点基準表に基づき評点しています。

さらに、評点結果をふまえ、総合評価、現状の課題とその解決のための方策案など所管としての総合的な所見を述べ、所管長の意見を添えて作成しています。

(1) 活動指標

効果を上げるためにどのような事業展開を行ったのか、行政活動の実績（活動量）を表す指標です。

(2) 成果指標

当該事業の実施により、どのような効果(成果)が生み出されたかを表す指標です。

(3) コスト指標

当該事業の一活動単位（1人あたり、1件あたりなど）のコストを表す指標です。

第一次評価表の見方

事業期間の設定があるものについて記入しています。事業期間がないものでも開始年度がわかるものは記入しています。

事業期間の有無について、該当するほうに を付けています。

狛江市事務事業評価 第一次

事務事業名	評価の対象となる具体的な事務や事業の名称です。
-------	-------------------------

担当部署	部名	課名	係名(担当)
	当該事務事業の所管部署(評価を担当した部署)を記入しています。		

事業期間	事業開始年度	昭和・平成	年度	事業期間の設定	有 無
	事業終了年度	昭和・平成	年度		

事務事業の体系と根拠	上位の政策	第4次基本計画の施策体系に基づき記入しています。
	中位の施策	
	根拠法令等	

事業内容	
対象	当該事務事業が誰(市民・職員・議員・年齢・性別など)または、何(場所・地域・行政・議会など)を対象としているかを記入しています。
目的	当該事務事業の目的を記入しています。
手段	当該事務事業をどのような方法や内容(直接・委託・補助金など)で実施しているのかを具体的に記入しています。
効果	目的が達成された場合に得られる効果を記入しています。
他市の状況	他市(主に多摩地域)において、同種の事務事業が行われているか、どのような手段で行われているかなど、把握している範囲で記入しています。
備考	その他補足説明、特記事項などを記入しています。

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	(事業にかけた経費と財源内訳)				
	予算額(参考)	千円	千円	千円	
	直接コスト(決算額)	千円	千円	千円	
	人件費	所要人員数	人	人	人
		コスト	千円	千円	千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	千円	千円	千円	
	財源内訳	市税等一般財源	千円	千円	千円
受益者負担		千円	千円	千円	
国都支出金		千円	千円	千円	
その他		千円	千円	千円	
特記事項	コストに関する補足説明、特記事項などがあれば記入しています。				

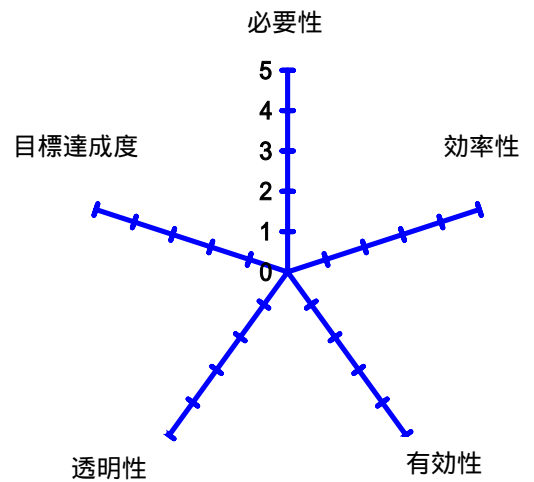
第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-

アクションプラン「第3次行財政改革推進計画編」における体系コードです。

- ・15~17年度の経費と財源内訳を千円単位で記入しています。17年度は当初予算額です。
- ・「所要人員数」は、1年間の勤務時間数が2,000時間(週40時間×50週)を1人とし、当該事務事業に従事した職員数を小数点以下第三位を四捨五入して記入しています。
- ・「人件費コスト」は、1人あたり一律9,000千円/年(平均給与額)と仮定し、人数で乗じて機械的に算出しています。再任用及び嘱託職員については便宜上0.3人として換算しています。
- ・「間接コスト」は、当該事業の実施にあたり、市施設や備品の使用又は他所管への協力依頼などにより発生しうるコストを想定し概算値として算出します。便宜上、特に理由がなければ、一般的な事務を遂行するうえでの本庁舎などのコストは計上していません。

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		参考値として、18年度予算を基に当該事業の目標値を設定しています。		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標	効果を上げるためにどのような事業展開を行ったのか、行政活動の実績(活動量)を表す指標です。			
	成果指標	当該事業の実施により、どのような効果(成果)が生み出されたかを表す指標です。			
	コスト指標	当該事業の一活動単位(1人あたり、1件あたりなど)のコストを表す指標です。			

評 価				
必要性		/ 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
行政が担うべき事業か、市民や民間事業者などとの役割分担は適切か、市民ニーズなどをふまえ、当該事業を市が実施する必要があるかを評価します。				
効率性		/ 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
当該事業の実施手法や費用対効果、他市の状況との比較などをふまえ、効率的な事業運営を行ったかを評価します。				
有効性		/ 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
当該事業の対象に対する手段、利用者に偏りがないか、時代の変化などをふまえ、事業実施による効果が見られたかを評価します。				
透明性		/ 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
当該事業に関する情報を市民に十分かつ公平に提供できたか、説明責任を果たせたか、また、その方法について評価します。				
目標達成度		/ 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
成果指標による評価とし、当該年度の目標達成状況、前年度実績との比較、今後の実績値向上の余地があるかをふまえ、目標の達成度合を評価します。				
				/ 25点
総合評価				
必要性、効率性、有効性、透明性、目標達成度、5つの評価をふまえ、総合的な評価を記入しています。				
見直し点・問題点等(現状の課題)				
当該事務事業の問題点及び見直しが必要な点について記入しています。				
課題解決のための具体的な方策(案)				
見直し点・問題点(現状の課題)で挙げられた課題を解決するための具体的な方法及び年次計画、改善目標などを記入しています。				
所属長意見				
評価を行った担当者の所属長(当該事務事業を所管している担当課長)が評価全体を見て、それに対する意見を記入しています。				



なるべく客観的に評価するため、評価基準表に基づき評価します。各評価点は5点満点で、25点満点です。

第一次評価

評価結果

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	私立幼稚園等園児保護者負担軽減
-------	-----------------

担当部署	部名	課名	係名(担当)
	学校教育部	学校教育課	学務係

事業期間	事業開始年度	事業終了年度	事業期間の設定	有
	昭和・平成 47 年度	昭和・平成 年度		無

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	東京都私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱 狛江市私立幼稚園園児の保護者に対する補助金交付規則 狛江市私立幼稚園類似の幼児施設に対する保護者負担軽減事業費補助金交付規則

事業内容

対 象	私立幼稚園及び私立幼稚園類似の施設に入園している幼児を保護する者
目 的	私立幼稚園及び私立幼稚園類似の施設に入園している幼児の保護者に対して補助金を交付することにより、この負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図る。
手 段	新入園支度金及び保育料について、希望者の申請に基づき、その世帯の所得に応じて補助金を給付
効 果	所得に応じて補助金を支給することにより、保護者の負担を軽減している。
他市の状況	狛江市、立川市、八王子市の3市以外は現在も所得制限を行っていない。
備 考	

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	79,148 千円	81,890 千円	68,547 千円	
	直接コスト(決算額)	75,318 千円	74,745 千円	60,455 千円	
	人件費	所要人員数	0.42 人	0.42 人	0.42 人
		コスト	3,780 千円	3,780 千円	3,780 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	79,098 千円	78,525 千円	64,235 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	48,511 千円	47,696 千円	35,862 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	30,587 千円	30,829 千円	28,373 千円
		その他	千円	千円	千円
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-1

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指標	平成18年度目標値(参考)		保護者補助金 5歳476人 4歳450人 3歳434人 支度金 450人		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		支度金1件7,000円 幼稚園を通じて関係書類を保護者に配布 広報1回、HP掲載 6月末から3月まで	支度金1件7,000円 幼稚園を通じて関係書類を保護者に配布 広報1回、HP掲載 6月末から3月まで	保護者補助金に所得制限導入・支度金1件20,000円 幼稚園を通じて関係書類を保護者に配布 広報1回、HP掲載 6月末から3月まで
	事業展開 PR活動 周知方法 受付期間				
	成果指標	15・16年度の交付率は(前期受給者数)÷(対象者数(園児数))	保護者補助金13,453人・受給率(参考) 1,123人÷1,128人=99.6% 支度金 441人	保護者補助金13,207人・受給率(参考) 1,103人÷1,116人=98.8% 支度金 434人	保護者補助金7,649人 支度金 419人
	コスト指標	総事業費÷(保護者補助金延受給者数+支度金受給者数)	79,098千円÷(13,453人+441人) =5,693円	78,525千円÷(13,207人+434人) =5,757円	64,235千円÷(7,649人+419人) =7,962円

評価					
必要性		4 / 5点			
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ		
3	一部義務付け	市が実施すべきである。	市民ニーズは変わらない。		
効率性		2 / 5点			
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果		
14	事業の一部に見直すべき箇所がある。	他市と同様である。	一部で見直す箇所あり。		
有効性		2 / 5点			
評価コード	効果	公平性	手段		
12	上がっている。	一部問題がある。	一部問題がある。		
透明性		3 / 5点			
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性		
5	複数の方法で提供した。	ふつう。	公平にできたが改善の余地がある。		
目標達成度		3 / 5点			
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	総合評価点	
5	達成できている。	変わらない。	変わらない。	14 / 25点	

総合評価
 私立幼稚園等に通う園児の保護者の負担を軽減することにより、幼児教育の振興と充実に寄与している。一方で、平成17年度から実施している所得制限について、他市との比較のうえで撤廃を望む声が園や保護者から挙がっている。

見直し点・問題点等(現状の課題)
 手作業で行っている補助金の審査業務を一部改善する余地がある。
 転入者や途中入園者に対するの情報提供を徹底するために、一部改善する余地がある。

課題解決のための具体的な方策(案)
 事務処理において電子処理を有効活用し、事務効率を図る。
 情報提供については市のホームページを活用し、転入者、途中入園者などに周知の徹底を図る。

所属長意見
 この事業は、東京都私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱を受けて実施していて、その補助単価に市が上乗せをしているが、その上乗せ額が妥当かどうかの判断が難しい。
 また、審査業務における事務効率を改善するため、電子処理化を進めるよう指示したところである。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	乳幼児医療費助成			
担当部署	部名	課名	係名(担当)	
	市民部	保険年金課	医療助成係	
事業期間	事業開始年度	昭和(平成) 5 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		無

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例

事業内容	
対 象	市内に住所を有する乳幼児(6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育している者で、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又はその他規則で定める法令の規定により医療に関する給付が行われる者 ただし、生活保護受給者、施設入所者、里親に委託されているものは対象外
目 的	乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資する。
手 段	一定の条件の下で医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示し、診療・薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所等に対して助成額を支払う。
効 果	医療費の一部を助成することで健康が向上し、保護者の経済的負担が軽減される。
他市の状況	26市の所得制限の状況(平成18年4月1日) ・全年齢所得制限あり=3市 ・1歳未満所得制限なし=3市 ・2歳未満所得制限なし=3市 ・3歳未満所得制限なし=4市 ・4歳未満所得制限なし=5市 ・5歳未満所得制限なし=2市 ・全年齢所得制限なし=6市(狛江市含む)
備 考	

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度		平成16年度		平成17年度		
投入コスト	予算額(参考)	116,503	千円	133,381	千円	151,396	千円	
	直接コスト(決算額)	131,262	千円	137,200	千円	160,416	千円	
	人件費	所要人員数	0.7	人	0.7	人	0.7	人
		コスト	6,300	千円	6,300	千円	6,300	千円
	間接コスト			千円		千円		千円
	総事業費	137,562	千円	143,500	千円	166,716	千円	
	財源内訳	市税等一般財源	80,106	千円	84,804	千円	87,122	千円
受益者負担			千円		千円		千円	
国都支出金		57,456	千円	58,696	千円	79,594	千円	
その他			千円		千円		千円	
特記事項								

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-2

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
平成18年度目標値(参考)		0～2歳1,816人・3～5歳1,777人・6歳565人			
指標	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		4歳未満まで所得制限なし(10月から)	5歳未満まで所得制限なし(10月から)	所得制限なし(10月から)
	所得制限対象者PR活動		ちらし配布1回・広報2回・HP掲載	ちらし配布1回・広報3回・HP掲載	ちらし配布1回・広報3回・HP掲載
	成果指標	17年度の交付率は(交付者数)÷(対象者数(年度末0～6歳児数))=3,947枚÷4,114人	3,343人 61,601件	3,622人 66,503件	3,947人 74,153件 ・交付率(参考) 95.9%
	医療証交付者数利用件数				
コスト指標	総事業費÷利用件数	137,562千円÷61,601件=2,233円	143,500千円÷66,503件=2,157円	166,716千円÷74,153件=2,248円	
	利用1件あたりコスト				

評価				
必要性		4 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
3	一部義務付け	市が実施すべきである。	市民ニーズは変わらない。	
効率性		4 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
2	現内容が妥当	他市より優れている。	経費相当の効果はあるが改善の余地がある。	
有効性		3 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
9	上がっている。	適当である。	一部問題がある。	
透明性		5 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
1	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできた。	
目標達成度		4 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	総合評価点
2	達成できている。	向上している。	変わらない。	20 / 25点

総合評価

乳幼児の保健向上を図るため、医療機関にかかることが多い乳幼児期に、安心して必要な医療を受けられる支援の必要性は高い。更新事務に関し、現況届については公簿等で確認できる場合は省略するなど、対象者の負担軽減に努めている。更新時の所得判定に電算処理するなど、効率化を図っている。

見直し点・問題点等(現状の課題)

乳幼児の出産や転入時など医療助成と児童手当とは担当課が異なるため、認定に関して保護者は状況説明を二度するなど、手続き場所が異なることから利用者の負担が増すなどの問題がある。

課題解決のための具体的な方策(案)

少子化対策の一環として、子育て支援に係る事業は、他市のように子育て支援担当部署で総合的に行うほうが望ましい。

所属長意見

本事業は東京都の補助を受けて実施している事業であるが、当市は少子化対策としての子育て支援を重点施策にしていることから、東京都の補助内容より充実したものとなっており、目標は達成されている。今後は、子育て支援と一体となった事務手続きなどの効率化、簡素化を検討する必要がある。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	市民保養施設利用助成事業		
担当部署	部名	課名	係名(担当)
	市民部	産業生活課	生活住宅係
事業期間	事業開始年度	昭和平成 63 年度	事業期間の設定
	事業終了年度	昭和平成 年度	

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第4章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり
	中位の施策	第1節 市民の学習環境づくり
	根拠法令等	狛江市民保養施設利用助成事業実施要綱

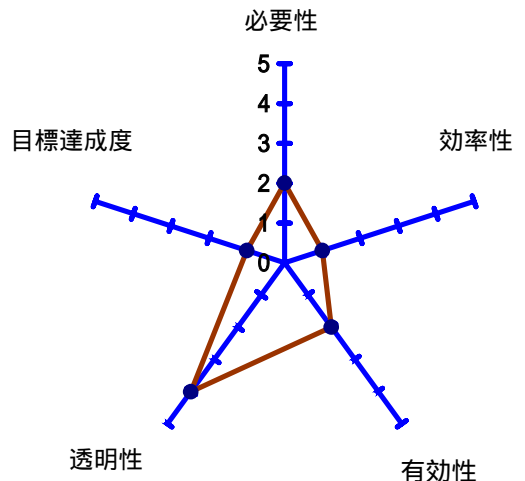
事業内容	
対 象	市民
目 的	市が指定した宿泊施設及び日帰り施設を利用する者に対し、その経費の一部を助成することにより、負担の軽減を図り、もって市民の保養と健康の増進に資する。
手 段	希望者の申請に基づき利用券を交付し、利用施設において、料金精算の際に提出することで、利用券に記載されている金額が控除される。
効 果	市民の保養と健康の増進を図ることができる。
他市の状況	近隣5市(武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市) 5市いずれにも直営の施設があり、武蔵野市・三鷹市・府中市の3市には契約施設もある。
備 考	18年度からは対象者を子ども、高齢者、障がい者に特化

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	6,796 千円	7,428 千円	5,885 千円	
	直接コスト(決算額)	6,596 千円	6,748 千円	5,309 千円	
	人件費	所要人員数	0.55 人	0.55 人	0.55 人
		コスト	4,950 千円	4,950 千円	4,950 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	11,546 千円	11,698 千円	10,259 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	11,546 千円	11,698 千円	10,259 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
国都支出金		千円	千円	千円	
その他		千円	千円	千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-3

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		延利用者数 1,930人		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		108施設 1人3泊 パンフレット1200部配 布・広報3回・HP掲載	108施設 1人3 泊 パンフレット 1200部配布・広報2 回・HP掲載	93施設 1人2泊 パンフレット1200部 配布・広報3回・HP掲 載
	成果指標	利用枚数(延利用者数) ÷ 対象者数(年度当初 人口)	2,881枚 ÷ 76,085人 = 3.8%	3,182枚 ÷ 76,063人 = 4.2%	2,439枚 ÷ 76,602人 = 3.2%
	コスト指標	総事業費 ÷ 利用枚数 (延利用者数)	11,546千円 ÷ 2,881枚 = 4,008円	11,698千円 ÷ 3,182枚 = 3,676円	10,259千円 ÷ 2,439枚 = 4,206円
	1利用あたりコスト				

評 価				
必要性		2 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
23	義務付けなし	市で実施すべき必要 性がない部分があ る。	市民ニーズは変わら ない。	
効率性		1 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
16	事業の一部に見直 すべき箇所がある。	他市より劣る。	抜本的に見直す必要 がある。	
有効性		2 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
16	余り上がっていない。	適当である。	一部問題がある。	
透明性		4 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
4	複数の方法で提供 した。	ふつう。	公平にできた。	
目標達成度		1 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
9	達成できている。	低下している。	低下する。	
総合評価点 10 / 25点				



総合評価
 昭和63年度以降、全市民を対象に事業を継続して実施している。契約施設数、利用回数(宿泊数)、助成額など変更を重ねてきているが、利用者数は毎年、市民のごく一部にとどまっている。一方、施設との契約、パンフレット作成、広報等PR、窓口、電話対応、利用券発行など事務量がかなり大きくなっている。

見直し点・問題点等(現状の課題)
 利用者数が大きく増加しないこと。(広報等PRはできる限り行っているが、市民ニーズが多様化する中、市民にとってより魅力のあるサービスが提供されれば、本事業以外のサービスを選択することも多いと思われる。)
 利用者数に比較して事務量が多く煩雑になっていること。

課題解決のための具体的な方策(案)
 現行の事業内容において利用回数(宿泊数)、助成額などの拡大は困難な状況であり、多くの市民に利用されるような魅力のあるサービスに変えていくことは難しい。最小の経費で最大の効果をあげるように努めているが、見直しの余地は少ない。費用対効果を考えると、このまま事業を継続するよりも、廃止も視野に入れながら、事業の縮小や外部への業務委託の検討を開始してもよい時期を迎えているのではないかと考えている。

所属長意見
 過去の実績を見ると利用者は全市民の3パーセント台にとどまり、しかも毎年リピーターが多い。施設に対するバリアフリー化への要望や苦情の仲介など行政が担うべき施策なのか庁内検討をすべきと考えている。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名		住宅資金融資		
担当部署	部名	課名	係名(担当)	
	市民部	産業生活課	生活住宅係	
事業期間	事業開始年度	昭和 平成 57 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		無

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第2節 豊かな福祉環境づくり
	根拠法令等	狛江市住宅資金融資条例 狛江市住宅資金融資条例施行規則

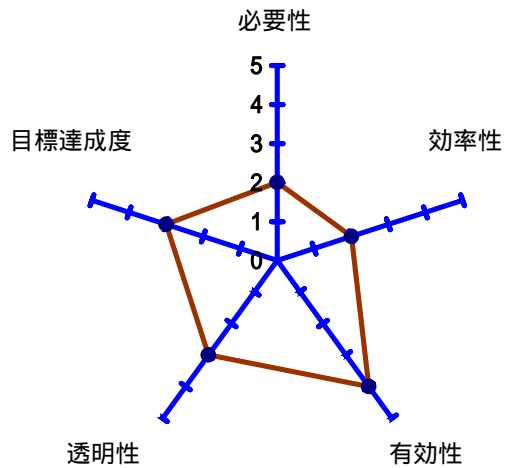
事業内容	
対 象	市内に2年以上居住する市民で、所得や年齢等、一定の要件を満たす者 延床面積が120㎡以下、建築基準法に適合する等、一定の要件を満たす家屋
目 的	住宅の新築、増改築及び修繕をする場合において、その資金の調達が困難な者に対し、取扱金融機関を通じ資金の融資をあっ旋、一部利子補給することにより、良好な住宅環境の形成に寄与する。
手 段	希望者の申込みを受け、資格審査、金融機関との協議を行ったうえあっ旋、利子補給の決定をする。工事完了後、検査を行い、本人に確認証を交付し、金融機関から融資を受けてもらう。
効 果	金銭的負担の大きい住宅の取得等において、あっ旋・利子補給を行うことにより、一般市場より低い金利で住宅資金を借りられ、対象者の金銭的負担を軽減できる。
他市の状況	区部では7割以上、市部では6割以上が、同内容の制度があり、利子補給率を比べると狛江市が低めの設定になっている。
備 考	

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	124 千円	106 千円	39 千円	
	直接コスト(決算額)	71 千円	53 千円	24 千円	
	人件費	所要人員数	0.02 人	0.02 人	0.02 人
		コスト	180 千円	180 千円	180 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	251 千円	233 千円	204 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	251 千円	233 千円	204 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-4

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		新規件数:1件 継続件数:3件		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		住宅ガイドに掲載	住宅ガイドに掲載	住宅ガイドに掲載
	PR活動				
	成果指標		新規:0件 継続:8件	新規:0件 継続:8件	新規:0件 継続:6件
	利用世帯数				
コスト指標	総事業費÷利用世帯数	251,000円÷8件 =31,375円	233,000円÷8件 =29,125円	204,000円÷6件 =34,000円	
1世帯あたりコスト					

評 価				
必要性		2 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
20	義務付けなし	市で実施すべき必要性が薄れている部分がある。	市民ニーズは減少している。	
効率性		2 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
15	事業の一部に見直すべき箇所がある。	他市より劣る。	一部で見直す箇所あり。	
有効性		3 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
15	余り上がっていない。	適当である。	適当である。	
透明性		3 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
13	複数の方法で提供できなかった。	ふつう。	公平にできた。	
目標達成度		3 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
5	達成できている。	変わらない。	変わらない。	
総合評価点				
13 / 25点				



総合評価
 近年、制度の必要性は薄れている部分もあるが、耐震改修や災害時の対応を考えると、制度の存続が必要だと思われる。

見直し点・問題点等(現状の課題)
 近隣市に比べると、利子補給率が若干低く設定されている。
 近年のゼロ金利政策もあり、民間の住宅ローンの利用が多く、ここ数年新規申請者がいない。ただし、市場金利が上昇に転じたため、今後利用者の増加の可能性もある。
 事務上の問題として、前述のように利用者が少ないため、直接コストより人件費のほうが高くなっており、費用対効果が低くなってしまっている。

課題解決のための具体的な方策(案)
 今後、種目として耐震改修を加える検討をしている。
 本事業の利用を促進するため、利子補給率を上げて、本人負担を軽減するなどの対策が必要である。

所属長意見
 市場金利の上昇に伴い、制度目的を果たす機会の増加が考えられることをふまえ、震災時の災害復旧の備えを加えるなど、本制度を存続していくか検討している。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	重度身体障がい者(児)住宅設備改善費給付事業		
-------	------------------------	--	--

担当部署	部名	課名	係名(担当)
	市民部	産業生活課	生活住宅係

事業期間	事業開始年度	昭利・平成 61 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		無

事務事業の体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第2節 豊かな福祉環境づくり
	根拠法令等	狛江市重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱 狛江市重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付に伴う自己負担金助成要綱

事業内容	
対象	一定の要件を満たす市内に居住する在宅身体障がい者(児)
目的	在宅の重度身体障がい者(児)に対し、その者の居住する家屋の玄関等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、もって日常生活の利便を図る。
手段	給付を希望する者の申請に基づき、申請者に対して給付券、施工業者に対して委託通知書を交付する。改修後、その負担能力に応じて市が工事費用を施工業者に直接支払う。
効果	重度身体障がい者(児)の在宅自立生活を促し、また介護者の負担軽減になる。
他市の状況	同程度の給付額で、ほぼすべての近隣市が事業を行っている。
備考	

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	3,667 千円	2,826 千円	2,603 千円	
	直接コスト(決算額)	1,716 千円	4,961 千円	2,448 千円	
	人件費	所要人員数	0.02 人	0.02 人	0.02 人
		コスト	180 千円	180 千円	180 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	1,896 千円	5,141 千円	2,628 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	1,129 千円	2,931 千円	1,414 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
国都支出金		767 千円	2,210 千円	1,214 千円	
その他		千円	千円	千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-5

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		小規模改修3件・中規模改修2件・屋内移動設備2件		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		対象者を6歳児以上から学齢児以上に住宅ガイドに掲載・こまえ苑、正吉苑、あいとぴあセンターを通じて周知	住宅ガイドに掲載・こまえ苑、正吉苑、あいとぴあセンターを通じて周知	市上乗せ補助廃止住宅ガイドに掲載・こまえ苑、正吉苑、あいとぴあセンターを通じて周知
	事業展開PR活動				
	成果指標		5世帯5件(小規模3件・中規模2件)	5世帯10件(小規模4件・中規模5件・屋内1件)	3世帯5件(小規模2件・中規模2件・屋内1件)
	受給世帯数 受給種目件数				
	コスト指標	総事業費÷受給件数	1,896,000円÷5件=379,200円	5,141,000円÷10件=514,100円	2,628,000円÷5件=525,600円
受給1件あたりコスト					

評 価					
必要性		4 / 5点			
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ		
15	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは変わらない。		
効率性		2 / 5点			
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果		
14	事業の一部に見直すべき箇所がある。	他市と同様である。	一部で見直す箇所あり。		
有効性		4 / 5点			
評価コード	効果	公平性	手段		
8	上がっている。	適当である。	適当である。		
透明性		5 / 5点			
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性		
1	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできた。		
目標達成度		3 / 5点			
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上		
5	達成できている。	変わらない。	変わらない。		
総合評価点					
18 / 25点					

総合評価
 重度身体障がい者(児)に対する住宅改修の助成を行うことで、在宅自立生活を営めるようになることから、制度の必要性・有効性は十分にあると思われる。

見直し点・問題点等(現状の課題)
 社会福祉課の重度身体障がい者(児)日常生活用具給付制度などに関わりがあり、重複給付しないよう調整が必要である。また、設備本体は社会福祉課の制度、工事は本事業から給付することや、浴場設備は社会福祉課の制度を優先すること、自己負担額の基準を他要綱や厚生労働省通知を基にしていることなどから、内容が複雑で事務の非効率を招くとともに、利用者にとっても分かりづらいものとなっている。

課題解決のための具体的な方策(案)
 健康福祉部と関わりが強く、制度内容も福祉色が強いいため、福祉部署で一元的に事業を行うべきと考える。

所属長意見
 在宅自立生活への支援策としては有効な制度であり、今後も続けていく。ただし、効率性の引き上げには所管部署の変更が望ましい。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	障がい者の移送サービス		
-------	-------------	--	--

担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	社会福祉課	障害福祉係

事業期間	事業開始年度	昭和・平成 55 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		無

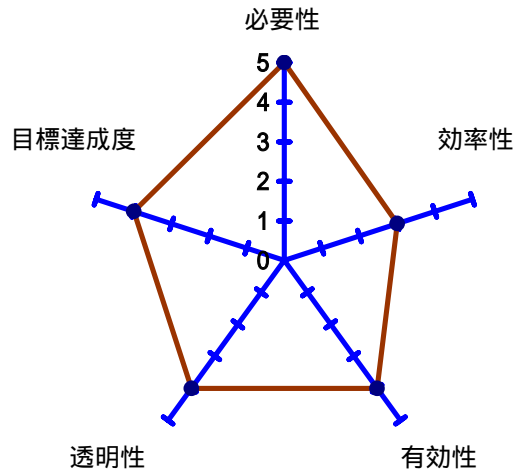
事務事業の体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第2節 豊かな福祉環境づくり
	根拠法令等	狛江市身体障害者自動車ガソリン費助成事業実施要綱 狛江市福祉タクシー及び福祉車輜利用事業実施要綱

事業内容	
対象	(タクシー)身体障害者手帳を所持する者で、障がい(上肢障がい及び聴覚障がいを除く。)の程度が1級及び2級であるもの等 (ガソリン)身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障がいの程度が1級から3級の者 * タクシー券、ガソリン助成両サービスの併用は不可
目的	(タクシー)電車、バス等通常の交通機関を利用することの困難な心身障がい者(児)が、市の指定したタクシー等を利用する場合の利便を図るとともに、利用料金の一部を助成することにより、日常生活の向上を図り、もって福祉の増進に寄与する。 (ガソリン)身体障がい者の日常生活のため、自動車の運行に伴うガソリン費用の一部を助成することにより、身体障がい者の経済的負担の軽減及び生活圏の拡大を図り、もって福祉の増進に寄与する。
手段	(タクシー)希望者の申請に基づき、2,800円分の狛江市福祉タクシー及び福祉車輜利用券をそれぞれ交付する。フリーハンディタクシー利用対象者には、別に1,000円迎車券月2枚を交付する。 (ガソリン)希望者の申請に基づき、助成の決定をする。4月、8月、12月に、それぞれ前月分までのガソリン使用料をまとめて請求し、請求に基づき助成金を支払う。
効果	(タクシー)タクシー券を交付することにより、電車、バス等通常の交通機関を利用することの困難な心身障がい者(児)の日常生活の向上を図っている。 (ガソリン)自動車の運行に伴うガソリン費用の一部を助成することにより、身体障がい者の経済的負担の軽減及び生活圏の拡大を図っている。
他市の状況	多くの市で実施しているが、対象者・助成額等は様々。
備考	

投入コスト	(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
	予算額(参考)		17,174	13,477	17,170	千円
	直接コスト(決算額)		17,297	17,461	15,901	千円
	人件費	所要人員数	0.13	0.13	0.13	人
		コスト	1,170	1,170	1,170	千円
	間接コスト		千円	千円	千円	
	総事業費		18,467	18,631	17,071	千円
	財源内訳	市税等一般財源	16,184	16,354	14,756	千円
		受益者負担	千円	千円	千円	
		国都支出金	2,283	2,277	2,315	千円
その他		千円	千円	千円		
特記事項						

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		延サービス利用者 1,550人 ガソリン 1080人 タクシー 470人(うちフリーハンディタクシー利用者34人)		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		・ガソリン助成・福祉タクシー券・フリーハンディタクシー・ハンディキャブ助成の各事業として展開 ・HP掲載、相談時紹介	・ガソリン助成・福祉タクシー券・フリーハンディタクシー・ハンディキャブ助成の各事業として展開 ・HP掲載、相談時紹介	・フリーハンディタクシー廃止、各事業を福祉タクシー券事業に統合 ・ガソリン助成額減額 ・HP掲載、相談時紹介
	成果指標		計 1,432人 タクシー 734 ガソリン 698	計 1,477人 タクシー 801 ガソリン 676	計 1,560人 タクシー 838 ガソリン 722
	延利用者数				
	コスト指標	総事業費/延サービス利用者数	12,896円/人	12,614円/人	12,943円/人
	利用者1人あたりコスト				

評 価				
必要性		5 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
14	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。	
効率性		3 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
5	現内容が妥当	他市と同様である。	問題なし。	
有効性		4 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
8	上がっている。	適当である。	適当である。	
透明性		4 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
2	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできたが改善の余地がある。	
目標達成度		4 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
4	達成できている。	変わらない。	余地がある。	
総合評価点				
			20	/ 25点



総合評価				
市民ニーズは高くサービスを提供することによって、市民の日常生活の向上に寄与している。				
見直し点・問題点等(現状の課題)				
助成金額の増額や利便性の向上(タクシー券の小額券化・協定事業者の増)等で多くの要望を受けているが、現在の厳しい財政状況下では、助成金の増額は難しい。				
課題解決のための具体的な方策(案)				
タクシー券協定事業者増への協力啓発				
所属長意見				
市民ニーズも高く、障がい者の日常生活の向上に必要であり、今後も継続し、手段等について検討し、充実を図る。				

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	重度心身障がい者(児)日常生活用具給付等
-------	----------------------

担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	社会福祉課	障害福祉係

事業期間	事業開始年度	昭和 平成 61 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		無

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱(厚生省社会局長通知) 重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(児童家庭局長通知) 狛江市重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱 狛江市身体障害者(児)補装具交付・修理及び日常生活用具給付等に伴う自己負担金助成要綱

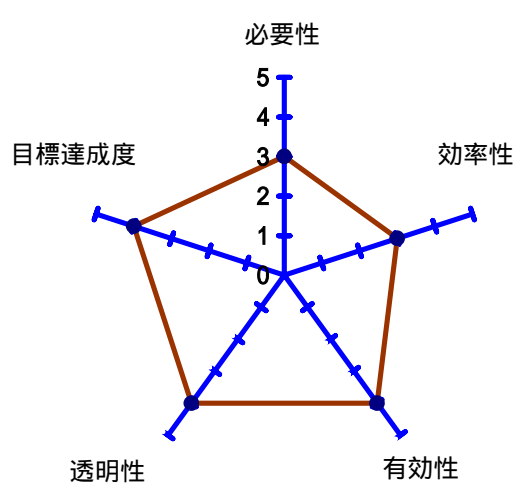
事業内容	
対 象	一定の要件を満たす市内に居住する在宅の重度心身障がい者(児) ただし、介護保険法により用具の給付等を受けることができる者は対象外
目 的	在宅の重度心身障がい者(児)に対し、浴槽等の日常生活用具を給付・貸与し、もって日常生活を容易にする。
手 段	給付を希望する者の申請に基づき、申請者に対し給付・貸与券を、委託業者に対し委託通知書を交付する。申請者は、その負担能力に応じて用具の給付に要する費用を直接委託業者に支払う。なお、貸与の場合は、市と申請者との間で貸借契約を締結する。
効 果	重度心身障がい者の利便性・安全性・衛生・快適性の確保のために用具を給付補助し、障がい者の負担の軽減を図り日常生活を支えることができる。
他市の状況	東京都で定める要綱に基づいているので、市独自の単独種目以外は同じ状況。
備 考	給付対象となる生活用具の内容が厚生労働省の基準に定められており、障がい者の活動や生活様式の変化に対応しきれない部分が出てきている。

投入コスト	(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度
	予算額(参考)		4,100 千円	4,265 千円	3,913 千円
	直接コスト(決算額)		4,062 千円	4,262 千円	3,888 千円
	人件費	所要人員数	0.18 人	0.18 人	0.18 人
		コスト	1,620 千円	1,620 千円	1,620 千円
	間接コスト		千円	千円	千円
	総事業費		5,682 千円	5,882 千円	5,508 千円
	財源内訳	市税等一般財源	2,981 千円	3,831 千円	4,112 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	2,701 千円	2,051 千円	1,396 千円
その他		千円	千円	千円	
特記事項	日常生活を行ううえでの身体的機能等の低下を補う機器等の給付補助であり、コスト削減は困難と思われる。				

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-10

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		交付件数 障がい者50件・障がい児3件・点字図書3件		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		・都補助事業、都制度 上乗せ、市単独事業と して実施 ・HP掲載、相談時紹介	・都補助事業、都制 度上乗せ、市単独事 業として実施 ・HP掲載、相談時紹 介	・ファックス装置に対 する上乗せ廃止 ・市単独事業の自己 負担額助成の所得制 限見直し ・HP掲載、相談時紹 介
	事業展開 PR活動				
	成果指標		56件	62件	51件
	交付件数				
	コスト指標	総事業費/交付件数	101,464円/件	94,871円/件	108,000円/件
1件あたりコスト					

評 価				
必要性		3 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
4	一部義務付け	市が実施すべきである。	市民ニーズは減少している。	
効率性		3 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
5	現内容が妥当	他市と同様である。	問題なし。	
有効性		4 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
8	上がっている。	適当である。	適当である。	
透明性		4 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
4	複数の方法で提供した。	ふつう。	公平にできた。	
目標達成度		4 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
4	達成できている。	変わらない。	余地がある。	
総合評価点 18 / 25点				



総合評価
障がい者の自立支援を支援するうえで、事業の必要性は高く、厚生労働省基準に沿って交付することができた。

見直し点・問題点等(現状の課題)
事業の周知が更に図ることができれば、対象者の増加が見込める。

課題解決のための具体的な方策(案)
日常生活を行ううえでの身体的機能等の低下を補う機器の給付であり、コスト削減は困難と考える。

所属長意見
障がい者の日常生活を支えるため、生活用具の給付、貸与する重要事業であり、維持継続していく。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	家族介護用品支給等(重度心身障がい者)		
-------	---------------------	--	--

担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	社会福祉課	障害福祉係

事業期間	事業開始年度	昭和(平成) 12 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		無

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	狛江市重度心身障害者(児)家族介護支援のための家族介護用品支給事業実施要綱

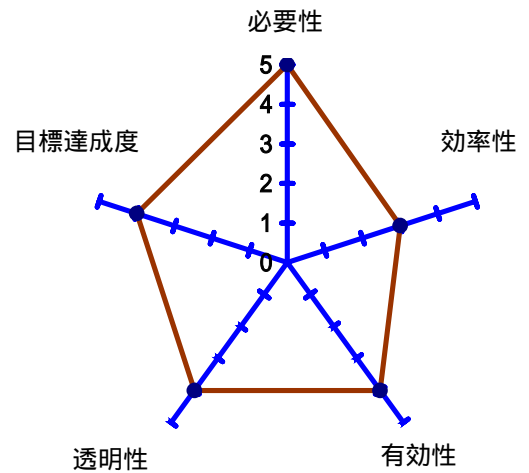
事業内容	
対 象	市内に住所を有し、東京都重度心身障害者手当条例第2条第1項に規定する別表に定める程度の重度の障がい者を有する者のうち、一定の要件を満たす者
目 的	重度心身障がい者(児)の同居の親族に対し、おむつ及びおむつ以外の介護用品を支給することにより、介護者等の経済的負担を軽減し、もってこれらの者の福祉の増進に資する。
手 段	支給を希望する者の申請に基づき、可否を決定する。 4月、8月、12月に、それぞれ前月分までの領収書等を添えて請求し、請求に基づき助成金を支払う。
効 果	在宅でのおむつ使用、あるいは入院中のおむつに係る経費の一部を助成することにより介護者等の経済的負担を軽減
他市の状況	ほぼ同様に実施
備 考	

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	1,048 千円	881 千円	1,163 千円	
	直接コスト(決算額)	798 千円	837 千円	722 千円	
	人件費	所要人員数	0.03 人	0.03 人	0.03 人
		コスト	270 千円	270 千円	270 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	1,068 千円	1,107 千円	992 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	1,068 千円	1,107 千円	992 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-11

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		対象者 21人		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		重度心身障がい者(児)おむつ貸与事業、重度心身障がい者(児)家族介護支援のための用品支給事業として実施・相談時紹介	重度心身障がい者(児)おむつ貸与事業、重度心身障がい者(児)家族介護支援のための用品支給事業として実施・相談時紹介	寝たきり老人おむつ等助成を加え、家族介護用品支給等事業に整理・統合・相談時紹介
	事業展開				
	成果指標	受給者/対象者	15人/23人 = 65.2%	16人/20人 = 80.0%	17人/23人 = 73.9%
	受給率				
	コスト指標		71,200円/人	69,188円/人	58,353円/人
受給者1人あたりコスト					

評 価				
必要性		5 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
14	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。	
効率性		3 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
13	事業の一部に見直すべき箇所がある。	他市と同様である。	問題なし。	
有効性		4 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
8	上がっている。	適当である。	適当である。	
透明性		4 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
4	複数の方法で提供した。	ふつう。	公平にできた。	
目標達成度		4 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
4	達成できている。	変わらない。	余地がある。	
総合評価点 20 / 25点				



総合評価

事務の効率化を図るため、助成方式から現物支給方式への変更を検討したが、ほとんどの対象者が入院患者であり、入院患者には現物支給方式が馴染まないこと、また対象者自体が少ないことから現物支給化による事務改善もさほど見込めないことから、従前どおりの助成方式で実施している。現状では現在の実施方法が良い。

見直し点・問題点等(現状の課題)

事業委託を行い、おむつを支給する方式も考えられるが、複数メーカーのおむつを安く扱える業者がない、一律に金額分のおむつを支給されても多すぎる、入院者については、病院指定の物しか使えない等の問題があり、現時点では事業の委託化は難しい。

課題解決のための具体的な方策(案)

事業委託の実施にあたっては身体障がい者(児)の状態に合わせたおむつの用意、配送、安売り小売店との価格差などの課題をクリアする必要がある。

日常生活用具の給付・貸与と同様に障がい者の日常生活を支える重要事業であり、維持継続する。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	家族介護用品支給等(高齢者)			
担当部署	部名	課名	係名(担当)	
	健康福祉部	高齢福祉課	高齢福祉係	
事業期間	事業開始年度	昭和・平成 12 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		無

事務事業の体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	狛江市介護用品支給事業実施要綱

事業内容	
対 象	市内に住所を有し、かつ、現に居住する者のうち、要介護認定において、要介護4又は要介護5と認定され、常時おむつを使用している者等 ただし、介護保険法に規定するサービスで、おむつに要する経費を受給している場合は対象外
目 的	身体上又は精神上的の障がいのため長期にわたりねたきりの状態等にある高齢者に対しておむつ及びおむつ以外の介護用品を支給することにより、介護者の経済的負担を軽減し、もって老人福祉の増進を図る。
手 段	希望者の申請に基づき、可否を決定し、介護用品を支給する。
効 果	上記対象者のおむつ等を支給することにより、在宅での生活を少しでも支援する。
他市の状況	多摩地域すべての市において「おむつ助成制度」あり。調布市においては、月額6,000円を上限としており、入院中の方には現金で支給している。
備 考	狛江市は、在宅の方のみへの現物支給としている。(旧制度での認定者は継続する。)

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	9,953 千円	8,334 千円	9,664 千円	
	直接コスト(決算額)	8,126 千円	10,080 千円	15,283 千円	
	人件費	所要人員数	0.7 人	0.7 人	0.6 人
		コスト	6,300 千円	6,300 千円	5,400 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	14,426 千円	16,380 千円	20,683 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	14,426 千円	16,380 千円	20,683 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
国都支出金		千円	千円	千円	
その他		千円	千円	千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-11

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		総支給者数 168人		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		・おむつの貸与又はおむつ代の助成 ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載	・おむつの貸与又はおむつ代の助成 ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載	・家族介護用品支給 ・おむつ貸与等事業 ・おむつ等助成事業を整理・統合し、現物支給で行う方法に変更 ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載
	事業展開 PR等				
	成果指標	実績	434人 介護用品 158人 おむつ貸与・助成 276人	411人 介護用品 172人 おむつ貸与・助成 239人	163人(現物給付) 8,300円/月 99人 5,000円/月 64人
	受給者数				
	コスト指標	総事業費/受給者数	37,742円/人	52,513円/人	126,890円/人
受給者1人当たりコスト					

評 価					
必要性		5 / 5点			
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ		
14	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。		
効率性		4 / 5点			
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果		
4	現内容が妥当	他市と同様である。	最少の経費で最大の効果をあげている。		
有効性		4 / 5点			
評価コード	効果	公平性	手段		
8	上がっている。	適当である。	適当である。		
透明性		4 / 5点			
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性		
4	複数の方法で提供した。	ふつう。	公平にできた。		
目標達成度		5 / 5点			
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	総合評価点	
1	達成できている。	向上している。	余地がある。	22 / 25点	

総合評価
 助成方式から現物支給方式へ変更を行い、事務量軽減が図られる(平成17年8月より)とともに、毎月定期的におむつ等が支給されることになり、介護者の労力の軽減にも繋がっている。利用者に制度改正が定着して安定した利用しやすい制度となってきた。

見直し点・問題点等(現状の課題)
 対象者が増加し事業費の増加を招いている。これは制度改正に伴う一時的なものと考えられるが、現物支給により、必要以上の商品が支給されている可能性もあり、経済的に本当に必要な人に、また、必要な分だけ支給できるように見直す必要がある。(商品の変更は毎月できるが、定期的に品物が支給されるため在庫品があっても支給されてしまう。)

課題解決のための具体的な方策(案)
 本人一部負担を検討する。また、対象者を要介護度4又は5で本人市民税非課税(月額上限8,300円)となっているが、「本人市民税非課税」を「世帯非課税」とする。65歳以上で寝たきり等の状態が継続している者(月額上限5,000円)となっているが、「寝たきり等の状態が継続している方」を「要介護度4又は5」とする。

所属長意見
 高齢化率が伸びている状況からも対象者の増加は予想される。今後介護予防事業が浸透し寝たきり状態の予防を期待したいが、公平性の観点からも真に必要な対象者の精査検討は必要と考える。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	入浴サービス(入浴券)		
担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	高齢福祉課	高齢福祉係
事業期間	事業開始年度	(昭和)平成 50 年度	事業期間の設定
	事業終了年度	昭和・平成 年度	
			有 (無)

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	狛江市高令者および心身障害者入浴券交付規則

事業内容	
対 象	市内に住所を有し、自宅に入浴施設がなく、かつ、常時公衆浴場を利用する65歳以上の者及び心身障害者(12歳以上)で手帳を有する者。ただし、生活保護法第11条第1項第1号の生活扶助を受給する者は対象外
目 的	自宅に入浴施設がない高齢者及び心身障がい者に対し、入浴券を交付することにより、健康保持と保健衛生の向上を図り、もって福祉の増進に寄与する。
手 段	希望者の申請に基づき、入浴券を交付し、公衆浴場を利用する際に提出してもらう。
効 果	月4回年計で48枚交付、市民の健康保持と保健衛生の向上
他市の状況	調布市・三鷹市は年30枚給付
備 考	

投入コスト	(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度
	予算額(参考)		8,023 千円	7,184 千円	3,950 千円
	直接コスト(決算額)		7,163 千円	6,892 千円	3,639 千円
	人件費	所要人員数	0.1 人	0.1 人	0.05 人
		コスト	900 千円	900 千円	450 千円
	間接コスト		千円	千円	千円
	総事業費		8,063 千円	7,792 千円	4,089 千円
	財源内訳	市税等一般財源	8,063 千円	7,792 千円	4,089 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	千円	千円	千円
その他		千円	千円	千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-12

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		受給者220人		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標	平成17年度より月8枚支給を月4枚支給へ変更	・入浴券交付 月8枚 ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載	・入浴券交付 月8枚 ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載	・入浴券交付 月4枚 ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載
	事業展開 PR等				
	成果指標	実績	233人 18,708枚	220人 18,058枚	211人 9,491枚
	受給者数 総受給枚数				
	コスト指標	総事業費/受給者数	34,605円/人	35,418円/人	19,379円/人
1人あたりコスト					

評 価				
必要性		4 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
15	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは変わらない。	
効率性		4 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
2	現内容が妥当	他市より優れている。	経費相当の効果はあるが改善の余地がある。	
有効性		4 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
8	上がっている。	適当である。	適当である。	
透明性		5 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
1	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできた。	
目標達成度		4 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
4	達成できている。	変わらない。	余地がある。	

目標達成度

必要性

効率性

有効性

透明性

総合評価				
入浴施設のない市民に対し、月4枚の入浴券を交付することにより、65歳以上高齢者及び心身障がい者の健康保持と保健衛生向上に資することができる。				
見直し点・問題点等(現状の課題)				
自己申告に基づいて交付しているため、交付要件となっている入浴施設の有無について未調査だったことにより対象外の者に対しても交付をしている可能性がある。よって、今後は申請後の実態調査を継続的に行うことにより、対象となるべき人の精査を行う必要がある。				
課題解決のための具体的な方策(案)				
戸別訪問を行い、入浴施設の有無について調査後に利用券の配布を行う。また、高齢者に対しては老人福祉センターの入浴施設の利用を促していく。市内浴場組合との公衆浴場の無料開放日の設置などについて協議していく。				
所属長意見				
公平性の点からも対象者の状況把握は重要であり、今後介護予防事業の一環として、浴場組合との協力体制を構築し、公衆浴場の施設を活用した教室等の実施といった事業立ても視野に入れながら研究していく。				

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	入浴サービス(訪問入浴)
-------	--------------

担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	社会福祉課	障害福祉係

事業期間	事業開始年度	(昭和)平成 63 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	(昭和)平成 年度		(無)

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	狛江市高齢者訪問入浴サービス事業実施要綱 狛江市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

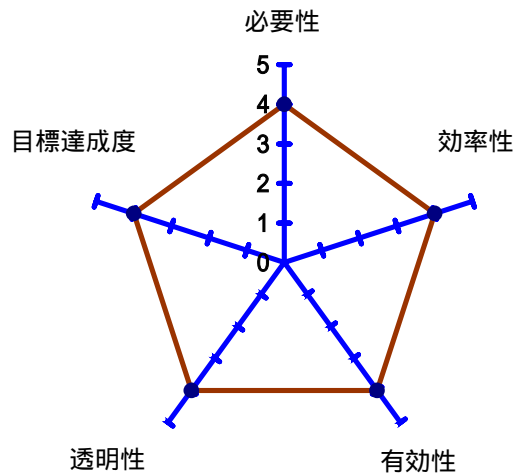
事業内容	
対 象	市内住所を有する在宅者で、年齢が15歳以上65歳未満の体幹機能障害があつて身体障害者手帳の交付を受けた者。ただし、介護保険法に規定する「要介護状態」又は「要介護状態となるおそれがある状態」と介護認定審査会により判定された者は対象外
目 的	入浴が著しく困難な在宅の身体障がい者に対して、訪問による入浴サービスを提供することにより、身体障がい者の福祉の向上を図る。
手 段	対象者の申請に基づき、可否の決定をし、あらかじめ日時等を指定して、委託した業者にサービスを実施させる。利用者は、所得に応じた負担額を支払う。
効 果	入浴が著しく困難な身体障がい者が在宅で入浴することができることで、身体障がい者の福祉に寄与する。
他市の状況	同様の内容でほとんどの市で実施。対象者・手段に多少の違いがある。
備 考	

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	2,649 千円	2,752 千円	2,624 千円	
	直接コスト(決算額)	895 千円	1,100 千円	1,050 千円	
	人件費	所要人員数	0.08 人	0.08 人	0.08 人
		コスト	720 千円	720 千円	720 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	1,615 千円	1,820 千円	1,770 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	983 千円	1,096 千円	1,513 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	632 千円	724 千円	257 千円
		その他	千円	千円	千円
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-12

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		利用者 7人 訪問件数 287件		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標 事業展開		・訪問入浴サービス ・通所入浴サービスを 実施 ・相談時紹介	・訪問入浴サービス ・通所入浴サービスを 実施 ・相談時紹介	通所サービス事業の 廃止 ・相談時紹介
	成果指標 利用者数 訪問件数		6人 191回	7人 197回	6人 190回
	コスト指標 1人あたりコスト	総事業費/利用者数	269,167円/人	260,000円/人	295,000円/人

評 価				
必要性		4 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
15	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは変わらない。	
効率性		4 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
4	現内容が妥当	他市と同様である。	最少の経費で最大の効果をあげている。	
有効性		4 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
8	上がっている。	適当である。	適当である。	
透明性		4 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
4	複数の方法で提供した。	ふつう。	公平にできた。	
目標達成度		4 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
4	達成できている。	変わらない。	余地がある。	
総合評価点 20 / 25点				



総合評価
対象者が少なく申請者も少ないため指標を出すのが難しいが、このサービスを必要としている人には情報提供され、利用者は定期的に利用しニーズに合ったサービスを提供している。

見直し点・問題点等(現状の課題)
利用回数上限の引き上げの要望があるが、同種の入浴券交付事業が交付枚数の削減がなされる中、財政状況等も鑑み、引き上げは難しい。
平成18年10月、障害者自立支援法施行に伴い、都補助事業から市町村が実施主体となる地域生活支援事業へと位置付けが変更されるため、事業の見直しの必要がある。

課題解決のための具体的な方策(案)

所属長意見
入浴が著しく困難な身体障がい者に対する、入浴支援であるが、支援法施行に伴い、今後、事業内容を見直していく。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	補装具交付・修理		
担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	社会福祉課	障害福祉係
事業期間	事業開始年度	昭和・平成 61 年度	事業期間の設定
	事業終了年度	昭和・平成 年度	

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	身体障害者福祉法施行規則第14条 児童福祉法施行規則第9条 狛江市身体障害者(児)補装具交付・修理及び日常生活用具給付等に伴う自己負担金助成要綱

事業内容	
対 象	市内に居住し身体障害者(児)手帳を所持する者のうち、前年の所得税額が24,000円以下のもの
目 的	身体障がい者(児)に対して補装具の交付、修理、重度心身障がい者(児)日常生活用具の給付等を受けるときに必要な自己負担金に相当する金額を助成することにより、身体障がい者(児)又はその扶養義務者の経済的負担を軽減し、もって身体障がい者(児)等の福祉の増進を図る。
手 段	希望者の申請に基づき可否を決定した後、請求に基づき助成金を支払う。
効 果	補装具の必要な身体障がい者(児)への交付により、障がい者本人への負担の軽減を図る。
他市の状況	給付内容・補助基準は厚生労働省の定めた基準によるため地域差はない。
備 考	補装具を交付することによって、社会生活の活動範囲等を制限している身体機能の低下を補い、障がい者の自立した生活を保障するために必要最低限な事業である。

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	23,111 千円	20,766 千円	18,863 千円	
	直接コスト(決算額)	19,299 千円	22,715 千円	16,722 千円	
	人件費	所要人員数	0.18 人	0.18 人	0.18 人
		コスト	1,620 千円	1,620 千円	1,620 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	20,919 千円	24,335 千円	18,342 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	15,083 千円	16,365 千円	10,423 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	5,836 千円	7,970 千円	7,919 千円
		その他	千円	千円	千円
特記事項	補装具の種類・障がいの程度により、経費が大きく異なりコスト改善は難しい。				

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-13

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		交付件数 850件 修理助成 600,000円		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		・障がい者(児)に対する補装具の交付・修理(国補助事業) ・自己負担額助成(市単独事業) ・HP掲載、相談時紹介	・障がい者(児)に対する補装具の交付・修理(国補助事業) ・自己負担額助成(市単独事業) ・HP掲載、相談時紹介	・障がい者(児)に対する補装具の交付・修理(国補助事業) ・自己負担額助成(市単独事業)* 所得制限見直し ・HP掲載、相談時紹介
	事業展開 PR活動				
	成果指標		1,057件	1,180件	1,041件
	交付件数				
	コスト指標		事業費計/交付件数	19,791円/件	20,623円/件
交付1件あたりコスト					

評 価					
必要性		4 / 5点			
評価コード	法令等義務付け 一部義務付け	公民役割分担 市が実施すべきである。	市民ニーズ 市民ニーズは変わらない。		
3					
効率性		3 / 5点			
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果		
5	現内容が妥当	他市と同様である。	問題なし。		
有効性		4 / 5点			
評価コード	効果	公平性	手段		
8	上がっている。	適当である。	適当である。		
透明性		4 / 5点			
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性		
4	複数の方法で提供した。	ふつう。	公平にできた。		
目標達成度		4 / 5点			
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	総合評価点	
4	達成できている。	変わらない。	余地がある。	19 / 25点	

総合評価

費用面での障がい者の負担の軽減とともに、補装具を給付することによって、社会生活の活動の制限を解消し、地域での障がい者の自立と社会参加を支援するためにも必要な制度である。

見直し点・問題点等(現状の課題)

概ね必要な補装具の対応はできているが、技術の進歩により種々の製品の改良、利用しやすさの向上や新製品の発表、また分野の異なる製品の多様化もあり基準の枠外の補装具を要求されることがある。そのため、全ての要望に応えきれない状況にある。

課題解決のための具体的な方策(案)

新規補装具の種目の追加、基準額が実情に合うように厚生労働省へ都を通じて要望していく。

所属長意見

障がい者への補装具交付・修理事業は身体機能低下を補い、障がい者の自立した生活を保障する必要不可欠な事業であり、維持継続する。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	心身障がい児通園児童保護者負担軽減助成
-------	---------------------

担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	社会福祉課	障害福祉係

事業期間	事業開始年度	昭和・平成 50 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		(無)

事務事業の体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	狛江市私立心身障害児通所訓練施設通所児保護者に対する補助金交付規則

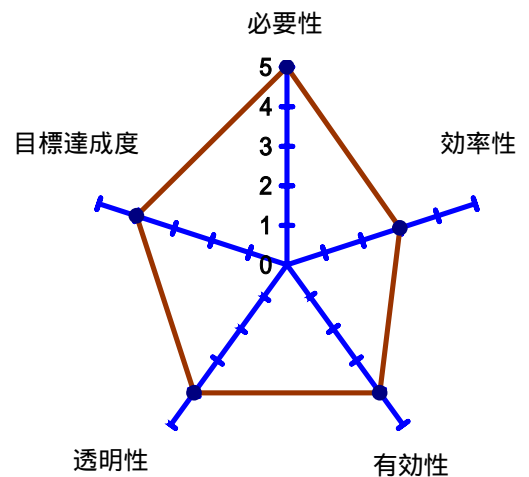
事業内容

対 象	私立心身障害児通所訓練施設に通所する児童を現に保護する者であって、住民基本台帳に記録されている市内居住者 ただし、保護者の前年の所得が、控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則第2条に規定する額に500,000円を加算した額を超えるときは対象外
目 的	市内及び市外において地方公共団体の補助を受けて心身に障がい有する児童の通所訓練事業を実施している私立又は任意のグループの通所訓練施設で訓練を受けている児童の保護者に、その保育料の一部を補助することにより、児童の福祉の増進と保護者の負担の軽減を図る。
手 段	希望者の申請に基づき可否を決定し、児童1人につき月額6,000円以内の補助金を支払う。
効 果	保育料の一部を助成することにより、児童の福祉の増進と保護者の負担の軽減を図ることができる。
他市の状況	ほぼ同様に実施
備 考	

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	3,312 千円	3,744 千円	2,592 千円	
	直接コスト(決算額)	3,501 千円	3,457 千円	1,983 千円	
	人件費	所要人員数	0.07 人	0.07 人	0.07 人
		コスト	630 千円	630 千円	630 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	4,131 千円	4,087 千円	2,613 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	4,131 千円	4,087 千円	2,613 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円
特記事項					

（目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値）					
指 標	平成18年度目標値（参考）		助成件数 32件		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		・通所者の交通費一部助成 ・広報掲載(年2回) ・市内在住の市外通所施設利用者へのPR	・通所者の交通費一部助成 ・広報掲載(年2回) ・市内在住の市外通所施設利用者へのPR	・通所者の交通費一部助成(所得制限導入) ・広報掲載(年2回) ・市内在住の市外通所施設利用者へのPR
	事業展開 PR活動				
	成果指標		100件	102件	55件
	受給件数				
	コスト指標		41,310円/件	40,069円/件	47,509円/件
受給1件あたりコスト					

評 価				
必要性		5 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
14	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。	
効率性		3 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
13	事業の一部に見直すべき箇所がある。	他市と同様である。	問題なし。	
有効性		4 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
8	上がっている。	適当である。	適当である。	
透明性		4 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
2	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできたが改善の余地がある。	
目標達成度		4 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
4	達成できている。	変わらない。	余地がある。	
総合評価点				
20 / 25点				



総合評価

平成17年度より、負担の公平性の確保の観点から所得制限の導入を行い、対象者が約半数となったが、私立心身障害児通所訓練施設通所児保護者に対する助成を行うことにより児童の福祉の増進と保護者の負担軽減を図ることができた。

見直し点・問題点等（現状の課題）

通所施設と広報で年2回実施月前に対応しているが、狛江市在住で市外への通所施設へ通う児童の保護者からの申請がないため、公平に知らしめられるよう広報のやりかたを検討したい。

課題解決のための具体的な方策（案）

他市から狛江市内に通所する人へPRすることにより補助金を知らしめることができやすいので、広報以外にも施設にポスターを貼る等公平になるよう努める。

所属長意見

所得制限の導入に伴い、不該当になり、広報等へのPRなど、公平性に欠ける部分もあるが、必要不可欠事業であり、今後も啓発に努めていく。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	敬老金		
担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	高齢福祉課	高齢福祉係
事業期間	事業開始年度	昭和 平成 44 年度	事業期間の設定
	事業終了年度	昭和・平成 年度	

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	狛江市敬老金支給に関する条例

事業内容	
対 象	毎年9月1日現在において狛江市に居住する満77才、満88才、満99才以上の者
目 的	狛江市に居住する高齢者に対し敬老金を支給し、敬老の意を表わすとともに、あわせてその福祉の増進を図る。
手 段	希望者の申出書に基づき、現金給付を行う。
効 果	喜寿・米寿といった節目での支給と、白寿を超えたご高齢の方に対しお祝いを差し上げることにより安否の確認とともに生きがいを感じてもらえることができる。
他市の状況	調布市 77歳5000円、80歳・88歳10000円、90・99歳20000円、100歳以上30000円 三鷹市 77歳5000円、88歳10000円、99歳10000円、100歳以上30000円
備 考	

投入コスト	(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度
	予算額(参考)		42,513 千円	44,942 千円	6,455 千円
	直接コスト(決算額)		39,930 千円	43,020 千円	5,778 千円
	人件費	所要人員数	0.2 人	0.2 人	0.1 人
		コスト	1,800 千円	1,800 千円	900 千円
	間接コスト		千円	千円	千円
	総事業費		41,730 千円	44,820 千円	6,678 千円
	財源内訳	市税等一般財源	41,730 千円	44,820 千円	6,678 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	千円	千円	千円
その他		千円	千円	千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-15

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)				
平成18年度目標値(参考)		支給者 77歳 630人 88歳 132人 99歳以上 34人		
指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
活動指標	PR活動等	・75歳～90歳に7,000円の敬老金を支給 ・91歳以上に16,000円の敬老金を支給 ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載	・75歳～90歳に7,000円の敬老金を支給 ・91歳以上に16,000円の敬老金を支給 ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載	・77歳に7,000円の敬老金を支給 ・88歳以上に10,000円の敬老金を支給 ・99歳以上に20,000円の敬老金を支給 ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載
		受給者数/対象者数	4,893/5,129 = 95.4%	5,187/5,353 = 96.9%
成果指標	受給者数/対象者数			
受給率				
コスト指標	総事業費/受給者数	8,529円/人	8,641円/人	9,314円/人
受給者1人当たりコスト				

評 価					
必要性		3 / 5点			
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ		
18	義務付けなし	市で実施すべき必要性が薄れている部分がある。	市民ニーズは増大している。		
効率性		2 / 5点			
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果		
14	事業の一部に見直すべき箇所がある。	他市と同様である。	一部で見直す箇所あり。		
有効性		3 / 5点			
評価コード	効果	公平性	手段		
9	上がっている。	適当である。	一部問題がある。		
透明性		4 / 5点			
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性		
4	複数の方法で提供した。	ふつう。	公平にできた。		
目標達成度		3 / 5点			
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	総合評価点	
5	達成できている。	変わらない。	変わらない。	15 / 25点	

総合評価

社会を支えて来られた高齢者へ感謝の気持ちを表し、節目年齢のお祝いとして、敬老金の支給をしている。17年度より節目支給としたが高齢者に現金を支給することにより、福祉の増進に資することができるのか今後見極める必要がある。

見直し点・問題点等(現状の課題)

敬老金を支給することで、高齢者の安否確認及び実態把握ができるが、各年齢到達時の配布金額を見直し、もしくは現金支給以外の方法を取るなどが考えられる。(3年～5年ごとに支給し、支給金額は減額にする。また、現金での支給ではなく商品券化する。)

課題解決のための具体的な方策(案)

高齢者の見守りのために民生委員とのより密な連絡を取り合う体制の確立を目指す。

所属長意見

これまでの社会を支えて来られた高齢者へ感謝の気持ちは引き続き表していきたいが、その方法については各市の状況も見ながら今後の研究課題である。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	老人福祉センター浴室開放			
担当部署	部名	課名	係名(担当)	
	健康福祉部	高齢福祉課	高齢福祉係	
事業期間	事業開始年度	昭和(平成) 8 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		(無)

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	狛江市老人福祉センター運営規則

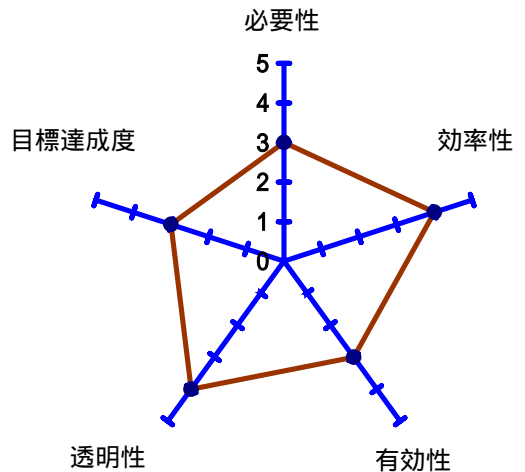
事業内容	
対 象	市内に住所を有する60歳以上の者。ただし、15歳以上の身体障がい者で自力で入浴できる者も利用可
目 的	高齢者等に浴室を開放することにより、健康の増進、コミュニケーションの促進を図り、もって福祉の増進に寄与する。
手 段	使用申請書(15歳以上の身体障がい者で自力で入浴できる者は障害者手帳)を提出したうえで利用してもらう。
効 果	通所による閉じこもり防止及び外出支援促進、並びに健康保持と保健衛生の向上が期待できる。
他市の状況	調布市は1施設、火曜日女性 水曜日男性の利用、他の時間は一日4人予約制により介助を必要とする方の利用。府中市は11施設、月～金曜日12時～4時の利用。
備 考	

		(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)			35,769	千円	36,420	千円	31,254	千円
	直接コスト(決算額)			35,415	千円	34,986	千円	29,798	千円
	人件費	所要人員数		0.1	人	0.1	人	0.08 人	
		コスト		900	千円	900	千円	720 千円	
	間接コスト					千円		千円	
	総事業費			36,315	千円	35,886	千円	30,518 千円	
	財源内訳	市税等一般財源		36,315	千円	35,886	千円	30,518 千円	
		受益者負担				千円		千円	
		国都支出金				千円		千円	
		その他				千円		千円	
特記事項		浴室開放のみの経費の切り出しは困難なため、事業費は、老人福祉センター受付業務・あいとぴあセンター光熱水費で積算							

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-16

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		開放日 180日		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		・浴室開放 30日/月 ・シルバーガイドブック 作成・掲載 ・窓口等での紹介	・浴室開放 30日/月 ・シルバーガイドブック 作成・掲載 ・窓口等での紹介	・浴室開放 15日/月 ・シルバーガイドブック 作成・掲載 ・窓口等での紹介
	PR等				
	成果指標		22,643人 335日 68人/1開放日	21,148人 332日 64人/1開放日	11,405人 144日 79人/1開放日
	延利用者数 開放日 1開放日あたり浴室利 用者数				
	コスト指標	総事業費/開放日/1日あ たり利用者	1,594円/人	1,689円/人	2,683円/人
1開放日1人あたりコスト					

評 価				
必要性		3 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
18	義務付けなし	市で実施すべき必要 性が薄れている部分 がある。	市民ニーズは増大してい る。	
効率性		4 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
4	現内容が妥当	他市と同様である。	最少の経費で最大の効 果をあげている。	
有効性		3 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
9	上がっている。	適当である。	一部問題がある。	
透明性		4 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
4	複数の方法で提供し た。	ふつう。	公平にできた。	
目標達成度		3 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
5	達成できている。	変わらない。	変わらない。	
総合評価点 17 / 25点				



総合評価
60歳以上の全ての方を対象とし、1日約80人の利用者が利用している点では多いに必要な施策といえる。

見直し点・問題点等(現状の課題)
浴室開放場所が市内1か所に限定されていること。また浴室開放日が限定されていること。

課題解決のための具体的な方策(案)
市内在住全ての高齢者への公平性をさらに追求していくには、情報提供や他事業との統合を見据える必要がある。

所属長意見
財政状況も踏まえながら再構築の実現性があるか時間をかけ検証する必要がある。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	介護保険導入等に伴う一部負担軽減
-------	------------------

担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	高齢福祉課	介護福祉係

事業期間	事業開始年度	昭和(平成) 12 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		(無)

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第2節 豊かな福祉環境づくり
	根拠法令等	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について(平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知) 狛江市介護保険導入に伴う一部負担額軽減等事業実施要綱

事業内容

対 象	狛江市介護保険条例第9条第1項第1号に該当する者 ただし、生活保護受給者は対象外
目 的	介護保険制度の導入に伴い、新たな利用者負担が生じることにより、その支払が困難なため利用者自らが必要なサービスの利用を制限することをなくし、真にサービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるようにする。
手 段	本人又は家族等の申請に基づき可否を決定した後、請求に基づき助成金を支払う。
効 果	対象者が高齢であり、要介護度も重いためサービス利用量が多い。そのため介護保険料及びサービス利用料の助成は、家族等の経済的な負担軽減に役立っている。
他市の状況	平成18年2月現在、 保険料の減免実施状況(4市/26市)、介護サービス利用料の減額(19市/26市)
備 考	平成15・16年度-障がい者・高齢者ホームヘルプサービス(国・市制度)及び高齢福祉年金受給者費用負担軽減 平成17年度-障がい者ホームヘルプサービス(国制度)及び高齢福祉年金受給者費用負担軽減

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度		平成16年度		平成17年度		
投入コスト	予算額(参考)	11,315	千円	16,048	千円	1,620	千円	
	直接コスト(決算額)	15,165	千円	13,228	千円	3,470	千円	
	人件費	所要人員数	0.05	人	0.05	人	0.01	人
		コスト	450	千円	450	千円	90	千円
	間接コスト			千円	千円		千円	
	総事業費		15,615	千円	13,678	千円	3,560	千円
	財源内訳	市税等一般財源	12,570	千円	11,535	千円	3,560	千円
		受益者負担		千円		千円		千円
国都支出金		3,045	千円	2,143	千円		千円	
その他			千円		千円		千円	
特記事項	高齢者に対する訪問介護利用者負担額助成制度は、平成16年度で事業自体は終了しているが、平成17年6月まで給付あり(6月申請のため)							

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-17

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		低所得者負担軽減(保険料+利用料) 14人 訪問介護利用者負担軽減 360件		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		・低所得者に対する保険料、利用料助成(市制度) ・障がい者、高齢者に対する訪問介護利用者負担額助成(国制度、市上乘せ) ・シルバーガイドブック作成・掲載	・低所得者に対する保険料、利用料助成(市制度) ・障がい者、高齢者に対する訪問介護利用者負担額助成(国制度、市上乘せ) ・シルバーガイドブック作成・掲載	・低所得者に対する保険料、利用料助成(市制度) ・障がい者に対する訪問介護利用者負担額助成(国制度) ・シルバーガイドブック作成・掲載
	事業展開PR等				
	成果指標		計 615人 (低所得者負担軽減) 15人 (訪問介護利用者負担軽減) 650人	計 530人 (低所得者負担軽減) 15人 (訪問介護利用者負担軽減) 515人	計 532人 (低所得者負担軽減) 16人 (訪問介護利用者負担軽減) 516人
	認定者数				
	コスト指標	総事業費/認定者	25,390円/人	25,808円/人	6,692円/人
認定者1人あたりコスト					

評 価				
必要性		2 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
9	一部義務付け	市で実施すべき必要性が薄れている部分がある。	市民ニーズはほとんどない。	
効率性		/ 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
17	抜本的に見直す必要がある。	比較対象なし	抜本的に見直す必要がある。	
有効性		/ 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
22	全く上がっていない。	不相当である。	不相当である。	
透明性		2 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
14	複数の方法で提供できなかった。	ふつう。	公平にできたが改善の余地がある。	
目標達成度		1 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
9	達成できている。	低下している。	低下する。	
総合評価点 5 / 25点				

総合評価	
保険料減免の3原則(収入のみに着目した保険料の減額と免除、保険料減免に対する一般財源の繰入れ)の点において国や都から毎年技術的指導を受けている事業である。介護保険制度が始まり6年経過する中で、介護保険料の負担及び利用料の1割負担は制度の安定運用を図るうえでの原則であり、制度開始当初の激変緩和の役割は終了していると考え。	
見直し点・問題点等(現状の課題)	
対象者の減少が見込まれており、保険料減免の3原則に反していること及び当初の事業目的が終了していることから制度の見直しが必要である。	
課題解決のための具体的な方策(案)	
低所得者のための減額制度(社会福祉法人等の生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業等)があるのでそちらに制度をシフトしていきたい。	
所属長意見	
低所得者で特に生計困難者に対し、必要なサービスを受けるための措置について、18年度介護保険制度改正の中で「社会福祉法人等の生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業等」で対象者要件等の見直しがあり、要検討事項である。	

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	健康診査
-------	------

担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	健康課	健康推進係

事業期間	事業開始年度	事業終了年度	事業期間の設定	有
	昭和・平成 58 年度	昭和・平成 年度		(無)

事務事業の体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第1節 健康な生活環境づくり
	根拠法令等	老人保健法、狛江市基本健康診査事業実施要綱、狛江市乳がん検診実施要綱、狛江市子宮がん検診実施要綱

事業内容	
対 象	(基本)市内に住所を有する40歳以上の者、(がん)男性35歳、女性30歳(乳がん20歳、子宮がん40歳)以上 ただし、老人保健法第22条により、医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち保健事業に相当するサービスを受けた者又は受けることができる者は対象外 (乳がん)市内に住所を有する40歳以上の女性で、前年度に検診を受けなかった者 (子宮がん)市内に住所を有する20歳以上の女性で、前年度に検診を受けなかった者
目 的	健康診査等を実施することにより、生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療を図り、もって市民の自主的な健康管理意識の高揚と健康保持増進に寄与する。
手 段	(基本)希望者が、事業の委託を受けた狛江市医師会所属の取扱医療機関へ直接申し込み受診する。(がん)集団がん検診は、往復はがきで健康課に申し込み受診、他は狛江市医師会所属の取扱医療機関へ直接申し込み受診する。
効 果	基本健康診査の結果から、栄養指導等の必要な者、あるいは、個別指導、個別相談を行っており、一定の効果は得られているはずだが、効果の検証システムが確立されていないため、把握できていない。
他市の状況	対象年齢等にバラツキがあるものの、実施内容については大差ない。一部の市では、一部負担制度の導入を積極的に行っており、狛江市としても乳がん、子宮がんだけでなく、一部負担の導入を推進する必要がある。
備 考	医療保険制度改革に伴う法改正に基づき、平成20年4月以降は、各医療保険の保険者が、実施責任を持つ形に変わる予定。同時に健診受診の義務化と一部負担の導入が予定されている。

		(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度		平成16年度		平成17年度		
投入コスト	予算額(参考)			145,225	千円	159,008	千円	163,126	千円	
	直接コスト(決算額)			142,651	千円	152,584	千円	152,648	千円	
	人件費	所要人員数			2.2	人	2.25	人	2.3	人
		コスト			19,800	千円	20,250	千円	20,700	千円
	間接コスト				千円		千円		千円	
	総事業費			162,451	千円	172,834	千円	173,348	千円	
	財源内訳	市税等一般財源			125,193	千円	123,399	千円	115,558	千円
受益者負担				千円		千円		千円		
国都支出金			37,258	千円	49,435	千円	57,790	千円		
その他				千円		千円		千円		
特記事項		狛江市国民健康保険の被保険者及び医療制度未加入者並びに生活保護受給者に対する実施責任は、狛江市となる。また、政府管掌健康保険の被保険者や組合健康保険等の被保険者の家族については、居住地の自治体が保険者からの委託を受けて実施する形に変わる予定								

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-20

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		総受診者数 9500人		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		・広報掲載 ・健康ガイドの作成 ・基本健康診査 通年 ・がん検診 5・7・9・11月	・広報掲載 ・健康ガイドの作成 ・基本健康診査 通年 ・がん検診 5・7・9・11月	・広報掲載 ・健康ガイドの作成 ・基本健康診査 通年 ・がん検診 5・7・9・11月 *がん検診自己負担導入
	PR活動・実施期間				
	成果指標		基本 5000 子宮 1788 乳 1097 計 7885	基本 5670 子宮 1583 乳 679 計 7932	基本 6491 子宮 1147 乳 449 計 8087
	受診者数				
	コスト指標	総事業費総/受診者	20,681円/人	21,789円/人	21,435円/人
受診者数1人当たりコスト					

評 価					
必要性		5 / 5点			
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ		
2	一部義務付け	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。		
効率性		2 / 5点			
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果		
14	事業の一部に見直すべき箇所がある。	他市と同様である。	一部で見直す箇所あり。		
有効性		3 / 5点			
評価コード	効果	公平性	手段		
9	上がっている。	適当である。	一部問題がある。		
透明性		4 / 5点			
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性		
4	複数の方法で提供した。	ふつう。	公平にできた。		
目標達成度		5 / 5点			
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	総合評価点	
1	達成できている。	向上している。	余地がある。	19 / 25点	

総合評価
 必要性の高い事業であり、今後も継続的に行う必要がある。緊急行動計画が策定された中で、対象者の増加に見合うだけの財源が確保できなかったため、一部負担の導入や健診費用単価の低減により対応してきたが、需要増に対応しきれていない。ただし、平成20年度以降は、医療制度改革に伴い事業内容の全面的な変更が必要となる。

見直し点・問題点等(現状の課題)
 基本健診、がん検診共に、市民の受診要求に応じ切れていない。また、基本健診については、健診データの経年的な記録システムがなく、個人結果の把握及び健康指導等への活用ができていない。

課題解決のための具体的な方策(案)
 がん検診を2年に1回に統一し、対象市民全員が受診できるようにする。基本健康診査の一部を集団検診の形にすることで経費を下げ、対象市民全員が受診できるようにする。一般健康診査、がん検診(一部有料化済)共に一部負担制度を導入することで、本人が必要としない受診経費を削減し、一部負担による支出軽減分と合わせて、受診希望者全員が受診できるように改善する(実際には、費用の全額負担から、一部負担分を除く費用の一部負担に切り替える)。

所属長意見
 対象者の増加に対応できていない面があることから、効率性、有効性の面で厳しい評価となっているが、全体的な評価は、もっと高くても良いように思う。
 今後、早急に医療制度改革に伴う制度変更に対応できるよう、狛江市国民健康保険の保険者部分を担当している保険年金課とともに、事業内容の見直しを急ぐ必要があると考えている。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	子育てひろば(あそびの広場)			
担当部署	部名	課名	係名(担当)	
	健康福祉部	児童福祉課	子育て支援係	
事業期間	事業開始年度	昭和(平成) 17 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		無
事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり		
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開		
	根拠法令等	狛江市学童保育所あそびの広場事業実施要綱		
事業内容				
対 象	市内に居住する小学生以下の児童及びその保護者、出産予定のある者及びその配偶者			
目 的	学童保育所の施設及び園庭を開放し、遊び場を提供するとともに、必要に応じて子育てに関する相談業務等を行う事業を実施し、もって子どもと家庭の福祉の向上を図る。			
手 段	学童保育所に備える利用者名簿に必要事項を記入することで利用の申請及び許可とする。			
効 果	核家族化が進み、子育ての悩みを相談できる人も少なく家に閉じこもりがちなお母さんにとって気軽に立ち寄ることができ、遊びを通してのネットワーク作りの場となっている。			
他市の状況	不明			
備 考	平成15・16年度は子育てひろば(駄倉保育園)事業として実施。17年度は学童保育所の園庭を開放して試行実施(2か所:東野川・猪方前原学童保育所)			

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	1,055 千円	1,049 千円	85 千円	
	直接コスト(決算額)	994 千円	1,001 千円	79 千円	
	人件費	所要人員数	0.05 人	0.05 人	0.35 人
		コスト	450 千円	450 千円	3,150 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	1,444 千円	1,451 千円	3,229 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	810 千円	818 千円	3,190 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
国都支出金		634 千円	633 千円	39 千円	
その他		千円	千円	千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-22

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		利用者数2,000人		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標	15・16年度の()は園庭開放実施日数(内数)	月～金(土日祝年末年始除く。)	月～金(土日祝年末年始除く。)	火水金(春夏冬休み・学校休業日除く。)
	開催日 開催日数 PR活動 申込方法	15・16年度の広報掲載は園庭開放日のお知らせ	245日(15日) 広報毎月・ちらし配布・子育てガイドブック掲載 申込不要	243日(14日) 広報毎月・ちらし配布・子育てガイドブック掲載 申込不要	103日 広報1回・ちらし配布・子育てガイドブック掲載 申込不要
	成果指標		411人	314人	1,830人
	延利用者数				
	コスト指標	総事業費÷利用者数	1,444千円÷411人 = 3,513円	1,451千円÷314人 = 4,621円	3,229千円÷1,830人 = 1,764円
	利用者1人あたりコスト				

評 価					
必要性		5 / 5点			
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ		
14	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。		
効率性		4 / 5点			
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果		
4	現内容が妥当	他市と同様である。	最少の経費で最大の効果をあげている。		
有効性		4 / 5点			
評価コード	効果	公平性	手段		
4	予想以上に上がっている。	一部問題がある。	適当である。		
透明性		4 / 5点			
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性		
4	複数の方法で提供した。	ふつう。	公平にできた。		
目標達成度		5 / 5点			
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	総合評価点	
1	達成できている。	向上している。	余地がある。	22 / 25点	

総合評価
 乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けて中で語り合い、交流を図ることで、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和が図られ、安心して子育て・子育てができています。地域に隠れた育児の悩みや幼児虐待などの家庭内の問題が解消されている例もあると考えられる。

見直し点・問題点等(現状の課題)
 学校の三期休業中に実施できないため、定期的な活動ができない。実施施設が限られているので、利用者全体をカバーできていない。

課題解決のための具体的な方策(案)
 学童保育所の空き時間を利用した事業のため、どうしても限られた範囲内の運営となってしまう。こうした一定の条件の下で、保護者や子どもがより遊びに行きやすい、より相談しやすい環境づくりを行い、誰もが気軽に足を運べるような実施方法や事業内容を考える必要がある。

所属長意見
 市民ニーズに対応した効果ある事業であるが、施設が偏在していることから利用者に不便な面もあるので、実施場所を検討する必要がある。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	生活保護世帯見舞金等(理美容サービス)		
担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	高齢福祉課	高齢福祉係
事業期間	事業開始年度	昭和・平成 51 年度	事業期間の設定
	事業終了年度	昭和・平成 年度	

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	狛江市理美容サービス事業実施要綱

事業内容	
対 象	常時臥床の状態又はこれに準ずる状態にあるため介護を必要とする者であって、その状態が3か月以上継続し、なお継続すると認められる者。ただし、生活保護受給者は対象外。
目 的	常時臥床状態の者等で、在宅の者に対し理容・美容サービス券を交付し、福祉の向上を図る。
手 段	対象者の申請に基づき、可否を決定し、理美容サービス券を交付する。券をもって理美容組合加盟店において理美容サービスを利用してもらう。理美容サービス加盟店に対し、その請求に基づき、一定の負担額を支払う。
効 果	年6枚の理美容券交付により、生きがいのある生活を送ってもらうこと
他市の状況	調布市 年4回 利用者自己負担金2000円(実施主体は社会福祉協議会) 三鷹市 年4回 利用者自己負担金500円
備 考	

投入コスト	(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度
	予算額(参考)		640 千円	640 千円	294 千円
	直接コスト(決算額)		556 千円	664 千円	440 千円
	人件費	所要人員数	0.5 人	0.5 人	0.3 人
		コスト	4,500 千円	4,500 千円	2,700 千円
	間接コスト		千円	千円	千円
	総事業費		5,056 千円	5,164 千円	3,140 千円
	財源内訳	市税等一般財源	4,917 千円	4,974 千円	3,140 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	139 千円	190 千円	千円
その他		千円	千円	千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-23

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)				
平成18年度目標値(参考)		・出張 理容美容計75回 ・来店 理容美容計48回 総サービス件数123件		
指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
活動指標	PR等	・常時ねたきり等のため介護を必要とする者に対して理美容サービス券を交付(年6枚) ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載	・常時ねたきり等のため介護を必要とする者に対して理美容サービス券を交付(年6枚) ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載	・常時ねたきり等のため介護を必要とする者に対して理美容サービス券を交付(年6枚) ・生活保護受給者対象外とする ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載
		計 239件 出張 48件 来店 191件	計 275件 出張 65件 来店 210件	計 129件 出張 97件 来店 32件
成果指標	総事業費/サービス件数	21,155円/件	18,778円/件	24,341円/件
サービス件数				
コスト指標				
サービス1件あたりコスト				

評 価				
必要性		5 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
14	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。	
効率性		4 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
2	現内容が妥当	他市より優れている。	経費相当の効果はあるが改善の余地がある。	
有効性		3 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
11	上がっている。	一部問題がある。	適当である。	
透明性		5 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
1	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできた。	
目標達成度		5 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	総合評価点
1	達成できている。	向上している。	余地がある。	22 / 25点

総合評価
 常時臥床状態で在宅の市民に対し、年6枚の理美容券を交付することにより、在宅でも理美容の出張サービスを受けることができ、生きがいを感じてもらい、健康保持と保健衛生向上に資することができる。

見直し点・問題点等(現状の課題)
 自己申告に基づいて交付してきたが、病状については変化をしていくため、今後は申請後の実態調査を継続的に行うことにより、対象となるべき人の精査を行う。

課題解決のための具体的な方策(案)
 年度ごとに更新申請を行うように改め、併せて介護保険制度の要介護度を継続して調査し、対象となる人数の精査を行っていく。

所属長意見
 公平性の観点から精査は必要であり、方策について検討実施していく。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	生活保護世帯見舞金等(老人福祉電話)		
担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	高齢福祉課	高齢福祉係
事業期間	事業開始年度	昭和 平成 49 年度	事業期間の設定
	事業終了年度	昭和・平成 年度	
			有 無

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開
	根拠法令等	狛江市老人福祉電話設置事業実施要綱

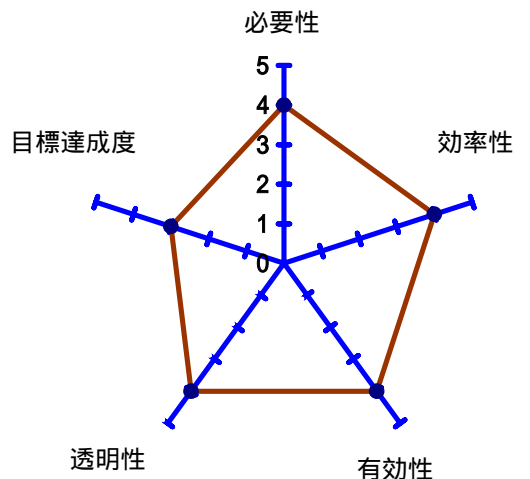
事業内容	
対 象	市内に住所を有し、一定の要件を満たす世帯で、定期的に安否の確認を行う必要があると認められる世帯。ただし、生活保護受給世帯は対象外。
目 的	ひとり暮らし老人等に福祉電話を貸与することにより、老人の安否の確認、その他各種相談を関係機関の協力を得て行い、もって孤独感の解消を図る。
手 段	希望世帯の申請に基づき、可否を決定した後、電話を貸与し、基本料金及び一定の通話料金を市が負担する。また、市は安否確認等を行うため、電話相談員を設置することができる。
効 果	高齢者の安否の確認、孤独感の解消
他市の状況	調布市 基本通話料+月額300円まで公費負担 三鷹市 基本通話料+月額600円まで公費負担
備 考	

投入コスト	(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度
	予算額(参考)		1,139 千円	1,513 千円	362 千円
	直接コスト(決算額)		1,308 千円	1,391 千円	337 千円
	人件費	所要人員数	0.1 人	0.1 人	0.05 人
		コスト	900 千円	900 千円	450 千円
	間接コスト		千円	千円	千円
	総事業費		2,208 千円	2,291 千円	787 千円
	財源内訳	市税等一般財源	1,534 千円	1,495 千円	779 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	674 千円	796 千円	8 千円
その他		千円	千円	千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-23

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		設置台数10台		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		・電話の貸与、基本料金及び一定の通話料市負担	・電話の貸与、基本料金及び一定の通話料市負担	・電話の貸与、基本料金及び一定の通話料市負担
	PR等		・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載	・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載	*生活保護受給世帯対象外 ・シルバーガイドブック作成・掲載 ・HP掲載
	成果指標		43台	41台	9台
	年度末設置台数				
	コスト指標	総事業費/設置台数	51,349円/台	55,854円/台	87,444円/台
	1台あたりコスト				

評 価				
必要性		4 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
15	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは変わらない。	
効率性		4 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
4	現内容が妥当	他市と同様である。	最少の経費で最大の効果をあげている。	
有効性		4 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
8	上がっている。	適当である。	適当である。	
透明性		4 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
2	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできたが改善の余地がある。	
目標達成度		3 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
5	達成できている。	変わらない。	変わらない。	
総合評価点				
19 / 25点				



総合評価

経済的な事情などにより自宅に電話がなく、近隣に親族がいない165歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯に対し、電話機の貸与と通話料等の一部を市が負担することにより、定期的な安否確認と見守りの体制を作ることができる。

見直し点・問題点等(現状の課題)

週2回実施している電話相談員による安否確認について、どの程度の効果が上がっているか、体制を整備しつつ支給後の実態調査等を行い、対象となるべき者について精査していく。

課題解決のための具体的な方策(案)

携帯電話の普及率の上昇と、使用料金の値下がりといった現状を踏まえ、固定電話の設置・貸与といった事業そのものを見直していく。

所属長意見

ひとり暮らし・高齢者のみ世帯への安否確認は見守り体制の中で再構築していく必要はあり、前向きに研究していきたい。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

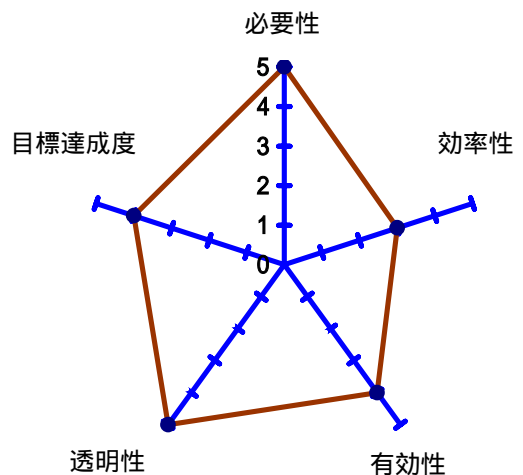
事務事業名	心身障がい者福祉手当		
担当部署	部名	課名	係名(担当)
	健康福祉部	社会福祉課	障害福祉係
事業期間	事業開始年度	昭和・平成 45 年度	事業期間の設定
	事業終了年度	昭和・平成 年度	
事務事業の体系と根拠	上位の政策	第3章 健康でいたわりのある福祉のまちづくり	
	中位の施策	第3節 誰もがいきいきと暮らせる福祉の展開	
	根拠法令等	東京都心身障害者福祉手当に関する条例 狛江市心身障害者福祉手当条例	
事業内容			
対象	狛江市内に住所を有する者のうち、知的障がい者であって、精神発育の遅滞の程度が軽度以上の者、身体障がい者であって、身体障がいの程度が4級以上の者及び脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者 ただし、施設入所者、新規認定時65歳以上の者、前年の所得が一定額を超える者は対象外		
目的	心身に障がいやを有する者に対し、心身障がい者福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。		
手段	対象者の申請に基づき、受給資格の認定を受けた者に対し、年齢、障がいの程度によって算出した額を月単位で支給する。		
効果	制度改正により対象の幅は狭まったものの、限られた税源で身体・知的障がい者の経済的負担の軽減を図ることができた。		
他市の状況	都条例及び規則に基づいているため、支給額、支給制限及び対象者は各市同様であるが、上乘せ部分は様々である。		
備考			

		(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)			190,223 千円	195,787 千円	184,439 千円	
	直接コスト(決算額)			193,635 千円	195,444 千円	183,309 千円	
	人件費	所要人員数		0.4 人	0.4 人	0.4 人	
		コスト		3,600 千円	3,600 千円	3,600 千円	
	間接コスト			千円	千円	千円	
	総事業費			197,235 千円	199,044 千円	186,909 千円	
	財源内訳	市税等一般財源			82,628 千円	84,468 千円	68,780 千円
		受益者負担			千円	千円	千円
		国都支出金			114,607 千円	114,576 千円	118,129 千円
		その他			千円	千円	千円
特記事項							

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-24

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		支給件数 1,561件		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		・身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3級(都制度)に手当支給 ・身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4級(市制度)に手当支給 ・広報掲載 ・HP掲載	・身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3級(都制度)に手当支給 ・身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4級(市制度)に手当支給 ・広報掲載 ・HP掲載	・身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3級(都制度)に手当支給 ・身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4級(市制度)に手当支給 *都制度受給者に対する上乘せ分廃止、施設入所者及び新規認定時65歳以上の者への支給停止 ・広報掲載 ・HP掲載
	事業展開 PR活動				
	成果指標		1633件	1611件	1484件
	受給件数				
	コスト指標	総事業費/支給件数	120,781円/件	123,553円/件	125,949円/件
	受給1件あたりコスト				

評 価				
必要性		5 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
2	一部義務付け	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。	
効率性		3 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
5	現内容が妥当	他市と同様である。	問題なし。	
有効性		4 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
8	上がっている。	適当である。	適当である。	
透明性		5 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
1	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできた。	
目標達成度		4 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
4	達成できている。	変わらない。	余地がある。	
総合評価点				
21 / 25点				



総合評価
都規則に準じて規則改正を行い、施設入所者、65歳以上の新規手帳取得者に対し制限を設けることによって、受給対象者が減少しつつも、限られた税源を公平に分配できたという点で当該事業の目的は達成していると考えます。

見直し点・問題点等(現状の課題)
身体障害者手帳及び愛の手帳所持者の増加に伴う受給者の増加が見込まれる。

課題解決のための具体的な方策(案)
他の手当との併給制限を設ける等障がい者に公平に支給を行う。

所属長意見
規則改正を行い、対象者の制限を設けるなどし、公平性等を考え、本事業の目的が達成でき継続性が必要不可欠。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	生ごみ処理機購入費補助			
担当部署	部名	課名	係名(担当)	
	環境部	清掃課	減量係	
事業期間	事業開始年度	昭和(平成) 3 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		(無)

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第2章 安全で快適な都市を目指した生活環境づくり
	中位の施策	第2節 環境にやさしい社会づくり
	根拠法令等	狛江市生ごみ自家処理堆肥化容器・電動式生ごみ処理機購入費助成要綱

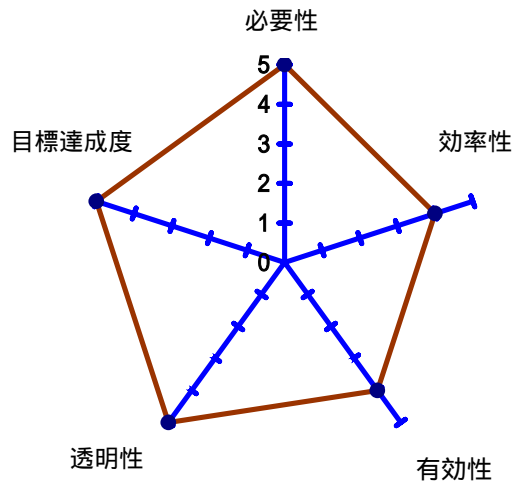
事業内容	
対 象	狛江市内に住所を有する者で、周囲に迷惑をかけないよう維持管理ができるもの
目 的	ごみ減量化対策の一環として、各家庭から排出される生ごみの自家処理の促進を図るため、生ごみ自家処理堆肥化容器又は電動式生ごみ処理機を購入する者に対して、その費用の一部若しくは全部を助成し、家庭用生ごみ処理機の普及を図る。
手 段	希望者の申請に基づき可否を決定した後、請求に基づき助成金を支払う。
効 果	可燃ごみの中で大きな割合を占める生ごみを自家処理することにより、ごみ処理費用の負担を減らすことができる。また、利用者のごみ減量の意識啓発にもつながり、生ごみ以外のごみ減量にも効果がある。
他市の状況	(多摩26市中)実施中22市(補助額～1万円5市・～2万円7市・～3万円7市・～4万円3市) 堆肥化容器補助のみ実施2市(補助額3千円1市・1万円1市) 未実施2市
備 考	

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	1,250 千円	1,250 千円	1,800 千円	
	直接コスト(決算額)	956 千円	2,090 千円	1,771 千円	
	人件費	所要人員数	0.03 人	0.03 人	0.03 人
		コスト	270 千円	270 千円	270 千円
	間接コスト	千円	千円	千円	
	総事業費	1,226 千円	2,360 千円	2,041 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	1,226 千円	2,360 千円	2,041 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
国都支出金		千円	千円	千円	
その他		千円	千円	千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-27

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)					
指 標	平成18年度目標値(参考)		受給者数100人		
	指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	活動指標		25,000円	25,000円	18,000円
	補助額 PR活動		イベント時におけるP R 4回・広報1回・ごみ 半減新聞1回・HP掲載	イベント時における PR 4回・広報1回・HP 掲載	イベント時における PR 4回・広報1回・HP 掲載
	成果指標		41人	88人	99人
	受給者数				
	コスト指標	総事業費 ÷ 受給者数	1226千円 ÷ 41人 = 29,902円	2360千円 ÷ 88人 = 26,818円	2041千円 ÷ 99人 = 20,616円
受給者1人あたりコスト					

評 価				
必要性		5 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
14	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。	
効率性		4 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
4	現内容が妥当	他市と同様である。	最少の経費で最大の効果をあげている。	
有効性		4 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
8	上がっている。	適当である。	適当である。	
透明性		5 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
1	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできた。	
目標達成度		5 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
1	達成できている。	向上している。	余地がある。	
総合評価点				
23 / 25点				



総合評価
 有料化に伴い、生ごみ処理機への関心が高まり、購入者数も増加している。最近では予算で見込んだ給付件数を上回る申請があり、需要に対応しきれない状況にあることから、市民の意識啓発にもつながっていると考える。

見直し点・問題点等(現状の課題)
 可燃ごみ総体としての量は減少しているが、このうち、実際にどれだけの生ごみが減量しているのか把握しにくい面がある。

課題解決のための具体的な方策(案)
 受給者に対するアンケートなど、追跡調査を行い、生ごみ処理機の使用実態を把握することなどが考えられる。

所属長意見
 ごみ減量のためには、市民のごみに対する意識啓発が必要である。可燃ごみの中で大きな割合を占める生ごみに対する関心を高め、その他ごみ減量を考え始めるきっかけづくりのためにも、この補助は必要不可欠である。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	環境学習			
担当部署	部名	課名	係名(担当)	
	環境部	環境改善課	環境対策係	
事業期間	事業開始年度	昭和(平成)年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成年度		(無)

事務事業の体系と根拠	上位の政策	第2章 安全で快適な都市を目指した生活環境づくり
	中位の施策	第2節 環境にやさしい社会づくり
	根拠法令等	狛江市環境基本計画: パートナーシップ

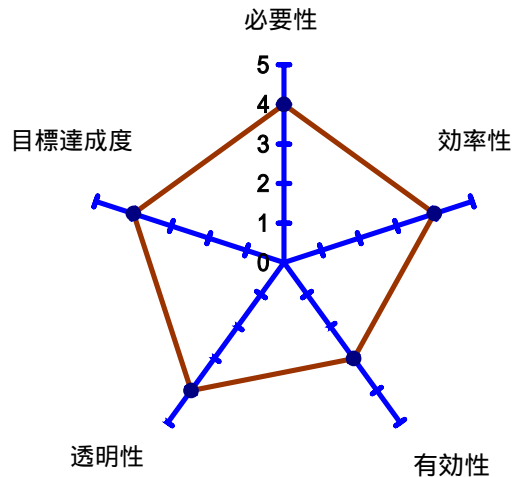
事業内容	
対 象	市民
目 的	「みんなのおもいと行動でつなぐまち」の実現に向け、環境の保全等に向けた取組を進めるにあたり、市民、事業者を推進パートナーとして、環境保全意識の高揚と理解を深める。
手 段	学習会をはじめ、各種イベント等を開催し、気軽な参加機会を提供する。
効 果	環境問題への初期的参加・実践活動を通じて人的継続性が面的広がりを持ち、問題に対する共有意識の醸成に資する。
他市の状況	各市とも環境基本計画に基づき、環境自治体を目指す第1ステップとして環境保全・住民意識啓発等に資する事業を展開している。
備 考	

投入コスト	(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度
	予算額(参考)		710 千円	710 千円	90 千円
	直接コスト(決算額)		710 千円	710 千円	67 千円
	人件費	所要人員数	0.2 人	0.2 人	0.05 人
		コスト	1,800 千円	1,800 千円	450 千円
	間接コスト		千円	千円	千円
	総事業費		2,510 千円	2,510 千円	517 千円
	財源内訳	市税等一般財源	2,510 千円	2,510 千円	501 千円
		受益者負担	千円	千円	千円
		国都支出金	千円	千円	千円
その他		千円	千円	16 千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-31

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)				
平成18年度目標値(参考)		学習会等32回実施		
指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
活動指標		委託 26回 広報1回・チラシ配布・広報案内板掲示	委託 24回 広報1回・チラシ配布・広報案内板掲示	直営 19回 広報1回・チラシ配布・広報案内板掲示
実施方法 学習会等 実施回数 PR活動 受付期間		申込等不要(施設見学会のみ実施日前1~2週間受付)	申込等不要(施設見学会のみ実施日前1~2週間受付)	申込等不要(施設見学会のみ実施日前1~2週間受付)
成果指標		943人	1,000人	1,064人
延参加者数				
コスト指標	総事業費 ÷ 延参加者数	2,510千円 ÷ 943人 = 2,662円	2,510千円 ÷ 1,000人 = 2,510円	517千円 ÷ 1,064人 = 486円
参加者1人あたりコスト				

評 価				
必要性		4 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
15	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは変わらない。	
効率性		4 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
12	事業の一部に見直すべき箇所がある。	他市と同様である。	最少の経費で最大の効果をあげている。	
有効性		3 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
9	上がっている。	適当である。	一部問題がある。	
透明性		4 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
2	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできたが改善の余地がある。	
目標達成度		4 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
4	達成できている。	変わらない。	余地がある。	
				総合評価点
				19 / 25点



総合評価
 有効性にやや難が認められるが、委託から直営に切り替えたことにより、大きな影響も出ず、コストも抑えられたことなどから、概ね良好に事業展開が図られているといえる。

見直し点・問題点等(現状の課題)
 必要的実施事業としての性格から、どうしても事業内容のマンネリ化とともに参加者の固定化が見られる。

課題解決のための具体的な方策(案)
 新規参加者の発掘のため今日的課題にチャレンジすることと世代横断的な活動となるような条件づくりに努める。

所属長意見
 本事業は、毎年6月5日の世界環境デーを中心に、「環境を考える会」の市民・事業者が中心となり、水質汚濁・大気汚染等の測定を始め、ごみ減量・リサイクル等、さまざまな環境向上活動に取り組んでいる。概ね事業の目標は達成しているが、新たな参加者の発掘や今日的な課題である地球温暖化対策に関する活動等へのシフトも必要だと考える。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名		就学援助			
担当部署	部名	課名		係名(担当)	
	学校教育部	学校教育課		学務係	
事業期間	事業開始年度	昭和	平成 39	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和	平成		無

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第4章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり
	中位の施策	第1節 市民の学習環境づくり
	根拠法令等	学校教育法第25条及び第40条・就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律・要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について(通達)

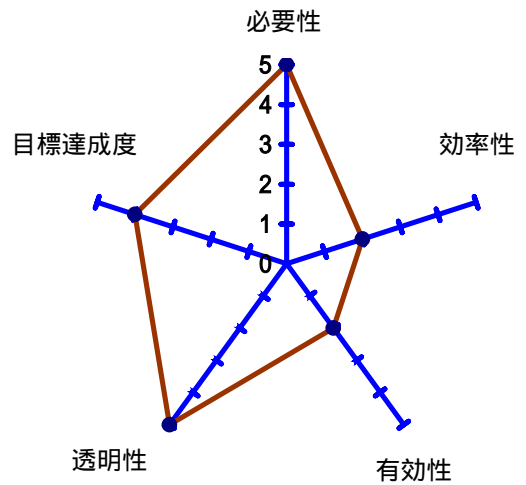
事業内容	
対象	児童又は生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者
目的	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して学用品費等を給与することによって、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図る。
手段	希望者の申請に基づき可否を決定した後、補助対象となる経費を対象者に支払う。
効果	経済的に困窮している児童及び生徒の保護者に対して学用品費等を給付することにより、保護者の経済的負担を軽減することができる。
他市の状況	小学要保護率～1%11市/～1.5%6市/～2%7市/2%～2市 準～10%2市/～15%8市/～20%12市/20%～4市 中学要保護率～1%5市/～1.5%5市/～2%8市/2%～8市 準～10%1市/～15%6市/～20%14市/20%～5市 基準 総所得(12市)×1.0・2市/×1.1・4市/×1.15・1市/×1.2・1市/×1.3・2市/×1.5・2市 総収入(14市)×1.3・2市/×1.4・1市/×1.5・6市/×1.6・1市/×1.7・3市/×1.8・1市 (17年度・狛江下線)
備考	学校に協力を求める部分が多々ある。

(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)	70,358 千円	73,599 千円	57,118 千円	
	直接コスト(決算額)	62,972 千円	63,244 千円	44,433 千円	
	人件費	所要人員数	0.9 人	0.9 人	0.9 人
		コスト	8,100 千円	8,100 千円	8,100 千円
	間接コスト		千円	千円	千円
	総事業費	71,072 千円	71,344 千円	52,533 千円	
	財源内訳	市税等一般財源	63,133 千円	63,615 千円	52,487 千円
		受益者負担		千円	千円
国都支出金		7,939 千円	7,729 千円	46 千円	
その他			千円	千円	
特記事項					

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-34

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)				
平成18年度目標値(参考)		延受給件数 小学校2,187件 中学校1,119件		
指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
指 標	活動指標	1.5 学校を通じ全児童・全生徒に通知 広報1回・HP掲載	1.5 学校を通じ全児童・全生徒に通知 広報1回・HP掲載	1.1 学校を通じ全児童・全生徒に通知 広報1回・HP掲載
	準要保護認定に当たり生保基準に乗じる係数 学校への周知PR活動			
	成果指標	保護率(参考)は 要保護者 準要保護者の児童・生徒数に占める割合	1,021人(小学生716人 中学生305人) 保護率(参考) 小 0.46% 23.31% 中 0.87% 23.35%	1,041人(小学生734人 中学生307人) 保護率(参考) 小 0.68% 23.29% 中 0.89% 24.21%
受給者数				
コスト指標	総事業費÷受給者数	71,072千円÷1,021人 = 69,610円	71,344千円÷1,041人 = 68,534円	52,533千円÷751人 = 69,950円
受給者1人あたりコスト				

評 価				
必要性		5 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
1	全部義務付け	実施が義務付けられている。	市民ニーズに左右されない。	
効率性		2 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
14	事業の一部に見直すべき箇所がある。	他市と同様である。	一部で見直す箇所あり。	
有効性		2 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
16	余り上がっていない。	適当である。	一部問題がある。	
透明性		5 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
1	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできた。	
目標達成度		4 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
2	達成できている。	向上している。	変わらない。	
総合評価点				
18 / 25点				



総合評価

経済的に教育費に困るという人の暮らし方への指導がないので、経済的な困難さの先送りではない。申請に基づき、特別な事情がない限り算定式に当てはめて審査しているので公平に援助できている。

見直し点・問題点等(現状の課題)

援助額の算定において、国庫補助単価によるものと、修学旅行費など、実費で支給する費目については、内容や実施方法によって各校の支給額に差が生じる。また、援助対象経費と対象外経費との判別が難しく、支払項目及びその精査や、基準について見直しが必要と思われる。

課題解決のための具体的な方策(案)

修学旅行等の内容や実施方法を同等になるよう学校に要請する。
対象経費・対象外経費などの内訳がわかるような報告書や対象経費の援助額基準の設定などを検討する。

所属長意見

国の補助事業ではあるが、平成17年度からは、要保護児童生徒の保護者に対してのみの補助となり、準要保護児童生徒の保護者に対しての補助はなくなり、市単独の支給となった。このような流れの中で、見直し・問題点等に記載されているようなことについて、課題を整理して方策を検討していきたいと考える。

狛江市事務事業評価 第一次評価表

事務事業名	子どもフリースペース事業			
担当部署	部名	課名	係名(担当)	
	社会教育部	社会教育課	社会教育係	
事業期間	事業開始年度	昭和(平成) 13 年度	事業期間の設定	有
	事業終了年度	昭和・平成 年度		(無)

事務事業の 体系と根拠	上位の政策	第4章 ふれあいのある都市を目指した文化の地域づくり
	中位の施策	第1節 市民の学習環境づくり
	根拠法令等	狛江市立小学校における児童の放課後等遊び場対策に関する要綱

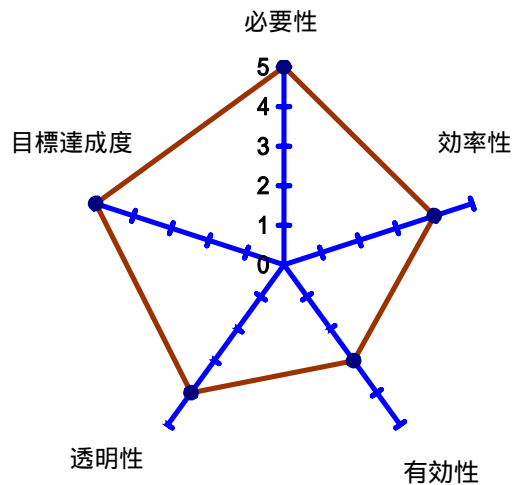
事業内容	
対 象	当該小学校の在籍児童及び学区内に在住する児童(他学区在住児童も参加を認める場合がある。)
目 的	小学校の校庭等を利用して遊び場を確保し、集団での遊びを通じて子どもたちの創造性、自主性、社会性を養い、児童の健全な育成を図る。
手 段	学校内にフリースペースルームを設け、校庭等を遊び場として利用する。原則として、授業終了後から午後5時まで(冬季は午後4時30分まで)開催。第一小学校の新子どもフリースペースにおいては、長期休業日(午前9時～午後5時又は4時30分まで)、土曜日(午前9時から正午まで)も開催する。
効 果	安全な遊び場を提供するとともに、集団での遊びを通じて、児童の健全な育成を育むことができる。
他市の状況	近隣市においては、同種の事業を実施しているところもある。
備 考	平成18年9月から、緑野小学校において、新子どもフリースペースを実施。

		(事業にかけた経費と財源内訳)		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
投入コスト	予算額(参考)			16,186	千円	16,214	千円	11,907	千円
	直接コスト(決算額)			14,979	千円	11,696	千円	9,852	千円
	人件費	所要人員数		0.5	人	0.6	人	0.6	人
		コスト		4,500	千円	5,400	千円	5,400	千円
	間接コスト				千円		千円		千円
	総事業費			19,479	千円	17,096	千円	15,252	千円
	財源内訳	市税等一般財源		9,797	千円	10,971	千円	9,084	千円
		受益者負担			千円		千円		千円
国都支出金		9,682	千円	6,125	千円	6,168	千円		
その他			千円		千円		千円		
特記事項									

第3次行財政改革推進計画 体系コード 3-2-1-35

(目標に対する達成度、投入コストから導かれた成果、費用対効果を示す値)				
平成18年度目標値(参考)		5小学校にて実施(一・緑野小:月～土及び三季休業中実施 五・六・和泉小:月～金実施)		
指標名	計算式	平成15年度	平成16年度	平成17年度
活動指標		3校 542日 学校を通じフリープレイ通信配布(毎月)・新一年生への周知(3・4月)・HP掲載	4校 810日 学校を通じフリープレイ通信配布(毎月)・新一年生への周知(3・4月)・HP掲載	4校 825日 学校を通じフリープレイ通信配布(毎月)・新一年生への周知(3・4月)・HP掲載
実施校数 延開催日数 PR活動				
成果指標	(1校あたり利用者数)	22,848人	32,218人	33,223人
延利用者数 1校1日あたり利用者数	$A \div (1校あたり開催日数) B$	$A(22,848人 \div 3校 = 7,616人) B(542日 \div 3校 = 181日)$ $A \div B = 42.1人$	$A(32,218人 \div 4校 = 8,055人) B(810日 \div 4校 = 203日)$ $A \div B = 39.7人$	$A(33,223人 \div 4校 = 8,306人) B(825日 \div 4校 = 206日)$ $A \div B = 40.3人$
コスト指標	総事業費 ÷ 延利用者数	19,479千円 ÷ 22,848人 = 853円	17,096千円 ÷ 32,218人 = 531円	15,252千円 ÷ 33,223人 = 459円
利用者1人あたりコスト				

評 価				
必要性		5 / 5点		
評価コード	法令等義務付け	公民役割分担	市民ニーズ	
14	義務付けなし	市が実施すべきである。	市民ニーズは増大している。	
効率性		4 / 5点		
評価コード	事業形態	他市との比較	費用対効果	
4	現内容が妥当	他市と同様である。	最少の経費で最大の効果をあげている。	
有効性		3 / 5点		
評価コード	効果	公平性	手段	
9	上がっている。	適当である。	一部問題がある。	
透明性		4 / 5点		
評価コード	情報提供方法	説明責任	公平性	
2	複数の方法で提供した。	十分にできた。	公平にできたが改善の余地がある。	
目標達成度		5 / 5点		
評価コード	今年度の目標	前年度比	実績値向上	
1	達成できている。	向上している。	余地がある。	
総合評価点				
21 / 25点				



総合評価

都市化や少子化の進展に伴い、子どもたちが集団で遊べる機会が少なくなっていく状況で、健全育成を図るという観点から、重要な事業に位置づけられると考えられる。

三小、緑野小(仮校舎)については空き教室の余裕がないため、校庭・体育館のみを開放し、「遊び場開放」としてほぼ同内容の事業を実施しており、全児童が利用できるようになってきている。なお、緑野小(新校舎)においては18年9月から、校内の特別活動室(フリープレイルーム)を利用した新子どもフリープレイを実施している。

見直し点・問題点等(現状の課題)

校庭、体育館等が使用できないときのスペース確保の問題がある。
地域との交流が不十分な面がある。

課題解決のための具体的な方策(案)

学校施設は学校教育優先であり、施設管理の問題もある。長期的かつ総合的な観点から検討すべきである。
ボランティアの育成、確保等地域にフリープレイとの交流を図れる素地が現時点では不十分である。やはり、長期的に検討、対応すべきである。

所属長意見

事業目的を達成するために、今後ますます現場スタッフと市職員の連携が重要である。また、現場スタッフの十分な確保も併せて必要になる。

6 第二次評価

第二次評価の概要

第一次評価と同じく「必要性」「効率性」「有効性」「透明性」「目標達成度」の5つの視点から、行財政改革推進委員会が評価・評点及び総合的な評価を行っています。そのうえで、9ページに示した5つの判定基準に基づき、委員会としての立場から事業の今後の方向性を示しています。なお、この判定は市として決定したものではなく、一つの方向性を示したものにすぎません。

第二次評価表の見方

狛江市事務事業評価 第二次評価表

事業名	当該事務事業名を記入します。					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	第一次評価と同じ評点基準に基づき評価します。					
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	左の3つの視点から「必要性」に関する全体的な意見と行財政改革推進委員会としての意見を記入しています。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	左の3つの視点から「効率性」に関する全体的な意見と行財政改革推進委員会としての意見を記入しています。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	左の3つの視点から「有効性」に関する全体的な意見と行財政改革推進委員会としての意見を記入しています。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	左の3つの視点から「透明性」に関する全体的な意見と行財政改革推進委員会としての意見を記入しています。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	左の3つの視点から「目標達成度」に関する全体的な意見と行財政改革推進委員会としての意見を記入しています。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		行財政改革推進委員会としての総合的な評価を記入しています。				
判定		行財政改革推進委員会の立場から、今後の方向性について判定しています。なお、この判定は市として決定したのではなく、一つの方向性を示したものです。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

第二次評価

評価結果

狛江市事務事業評価 第二次評価表

事業名	私立幼稚園等園児保護者負担軽減					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	2	4	3	3	16
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	保護者に対して補助金を交付し、経済的な負担を軽減することができるため、市が実施すべきである。市民ニーズは変わらない。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	一部手作業で行っている事務があり、電子化するなど改善の余地はある。また、17年度からの制度改正により総事業費は下がったが、受給1件あたりのコストはかえって大きくなっており、見直す必要がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	保護者の経済的負担が軽減されており、効果は上がっている。また、所得制限導入や入園時支度金を増額するなど、真に必要な者への給付となり、公平性、手段も適当である。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	広報やHPによるPRとともに、幼稚園を通じて保護者に配布するなど、対象者への周知が図られており、説明責任は概ね果たしている。ただし、市外幼稚園への途中入園に関し、幼稚園からの報告漏れが一部見られるため、改善する必要がある。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	制度が浸透し、利用もほぼ行き渡っているといえる。そのため今後の実績値は大きく変わらないと考える。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		17年度の制度改正により、保護者補助金については所得制限を設け、真に必要な者に対象を絞る一方で、まとまった費用を要する入園時の支度金を増額するなど、ニーズに応じた事業内容に転換しており、現行の実施内容で問題はないと考える。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

狛江市事務事業評価 第二次評価表

事業名	乳幼児医療費助成					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	5	3	4	5	5	22
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	乳幼児の保健向上を図るため、医療機関にかかることが多い乳幼児期に、安心して必要な医療を受けられる支援の必要性は高い。最近では、対象年齢を小中学生まで拡大する動きも見られ、市民ニーズは増えつつあるといえる。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	更新時の所得判定を電算処理で行うなど一定の効率化が図られているが、出産や転入時において手続場所が異なるなど、利用者にとっての利便性を図るよう事務処理方法を一部改善する余地はある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	対象年齢の拡大、所得制限撤廃により、ほとんどの乳幼児が対象となったため、効果は上がっており、公平性、手段も適当といえる。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	広報、ホームページ、チラシ配布により周知を図っており、説明責任は果たしている。公平性も特に問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	17年度からは所得制限を撤廃し、対象範囲を拡大したことにより、医療証交付率も95.9%となるなど、概ね制度の浸透、定着が図られているといえる。また、対象年齢拡大の動きをふまえると、今後の実績値がさらに向上する余地はあると考える。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		現行制度としては、6歳児まで所得制限なしで助成を受けられ、26市の中では進んでいるほうといえるが、都をはじめ、各地でも助成対象をさらに拡大する動きが出てきており、今後市民ニーズはさらに高くなっていくものと思われる。また、実施計画で20年度から小中学生の入院医療費一部助成を予定しており、今後は少子化対策に対応するためにも、都や周辺自治体などの動向を見極めながら拡充していくべきと考える。				
判定		拡充していくべきである。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名		市民保養施設利用助成事業				
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	2	2	2	4	1	11
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	最近では、民間事業者のクーポン券などが広く利用されるなど、市が実施すべき必要性は薄れつつある。利用者数も大きく増加しておらず、利用者が固定化され、市民ニーズも減少傾向にあるといえる。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	利用者数に比較して事務量が多く煩雑になっており、事業形態に一部見直すべき部分がある。17年度から利用限度を1人3泊から2泊に短縮しコスト削減を図ったが、1利用あたりのコストは逆に大きくなるなど、費用対効果としても問題がある。 ただし、直営施設を持つ近隣5市(武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市)と比べ、狛江市は直営施設を持たず、契約施設のみで運用している点は効率的であるといえる。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	全市民を対象として広く利用できる制度であり、様々な周知を図っているが、実際には利用者の固定化が見られ、一定の市民の利用にとどまっているため、公平性の面で問題がある。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	広報・HPのほか、パンフレットを作成するなど、複数の方法により周知を図っており、説明責任は果たせている。公平性も特に問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	近年、利用率は3～4%と低水準で推移している。民間事業者のクーポン券など手軽で多様なサービスも浸透してきており、今後実績値が向上するとは考えにくい。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		これまでの事業実績をふまえ、18年度から利用者を全市民から子ども、高齢者、障がい者に特化したところであり、まずはその効果を見極める必要がある。また、小菅村との住民交流友好都市宣言に伴い、村施設を安価に利用することができるようになったことや、民間事業者のクーポン券など、市以外にも同様のサービスが展開されており、保養所制度の意義は薄れてきているといえる。				
判定		事業実施主体を含め大幅に見直すべきである。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

狛江市事務事業評価 第二次評価表

4

事業名	住宅資金融資					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	2	2	3	1	3	11
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	ここ数年新規申請者がなく、市民ニーズは減少しつつあるといえるが、耐震改修などへの住宅支援施策として制度の必要性は高く、市が実施すべきである。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	現在は、近年のゼロ金利政策の影響もあり、民間の住宅ローンを利用する方が多くなっていることをふまえ、事業形態を見直す必要がある。また、直接コストより人件費の方が高くなっており、事業の費用対効果は低い。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	近隣市に比べると利子補給率が若干低く、本人負担が大きくなっているため、効果としてはあまり上がっていないといえる。また、居住年数、居住者数、延床面積、所得、年齢など、対象範囲を細かく規定し、真に必要な者に対して給付しており、公平性、手段は適当と考える。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	住宅ガイドのみの周知であり、説明責任を果たせているとはいえず、公平性にも欠ける。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	新規申請者はここ数年いないが、市場金利が上昇に転じたため、利用者が増加する可能性はある。ただし、急激な増加は見込めず、今後の実績値としてはさほど変わらないと考える。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		本制度の目的は、経済的困窮者への資金援助のみならず、新築、増改築、改修を通じた良好な住環境や美しいまちなみ形成につなげていくという側面も持っており制度の必要性は高い。今後は、耐震改修や災害時への対応などを視野に入れ、まちづくりの視点からの運用していく必要があると考える。				
判定		内容、規模、手法の一部を見直すべきである。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名		重度身体障がい者(児)住宅設備改善費給付事業				
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	2	4	5	3	18
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	重度身体障がい者(児)に対する住宅改修の助成を行うことで、在宅での生活を営めるよう支援するものであるため、制度の必要性は十分にあり、市が実施すべき事業である。市民ニーズは特に変わっていない。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	制度内容が複雑で利用者にとって分かりづらくなっているのと同時に、社会福祉課の重度身体障がい者(児)日常生活用具給付制度などに関わりが深く、重複給付しないよう調整するなど、事務内容も煩雑である。事業形態や事務処理方法などを見直す必要がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	直接コスト(決算額)と予算額が同程度であり、ほぼ見込みどおりの効果が上がっているといえる。所得制限はなく、障がいの程度に応じて給付の規模や金額を変えるなど、必要性に応じた給付を行っているので、公平性、実施手段も適当と考える。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	住宅ガイドへ掲載するとともに、対象者が多く利用するこまえ苑、こまえ正吉苑、あいとぴあセンターを通じて周知を図っており、説明責任は果たしている。公平性も特に問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	目標値は達成できているが、成果指標における受給世帯数は、近年ほぼ横ばいで推移しており、今後の実績値もあまり変わらないと考える。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		重度身体障がい者に在宅で自立した生活を営めるよう支援するという本制度の目的は、障害者自立支援法の趣旨にも沿った取組であり、制度の必要性、有効性は高いといえる。ただし、重度身体障がい者数が急激に増加することは考えにくいので、実施規模は現状程度で良いが、事務処理の一元化など効率面を中心に改善する必要があると考える。				
判定		内容、規模、手法の一部を見直すべきである。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

狛江市事務事業評価 第二次評価表

6

事業名	障がい者の移送サービス					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	5	3	4	4	4	20
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	通常の交通機関を利用することが困難な身体障がい者(児)の日常生活の向上を図り、身体障がい者の経済的負担の軽減及び生活圏の拡大を図ることを目的としている事業であり、市民ニーズも高く、必要性は高い。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	平成17年度から類似事業の整理、より利用しやすいサービスに向けて見直しを行っており、現内容が妥当と考える。多くの市で実施されている事業であり、助成額、対象者は様々なものの、実施方法は他市同様である。費用対効果についても特に問題はない。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	利用者も増えてきており、効果は上がっている。障がい者の経済的負担の軽減及び生活圏の拡大を図ることを目的としており、公平性、手段についても適当である。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任は果たしている。しかし情報提供の公平性については、周知方法等に改善の余地も見受けられる。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	実績は前年並みであるが、事業の周知を更に図ることができれば、対象者の増加が見込める。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		身体障がい者の経済的負担の軽減及び生活圏の拡大を図ることを目的としている事業であり必要性は高い。現状維持でかまわないが、障害者自立支援法が施行され、利用者の負担等の考え方が明確化されていることから、法律の趣旨にあわせて負担のあり方等、一定の整理・検討が必要である。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

狛江市事務事業評価 第二次評価表

事業名	重度心身障がい者(児)日常生活用具給付等					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	2	4	4	4	18
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	日常生活用具については、入浴補助用具や歩行支援具など日常生活用具を給付・貸与し、日常生活を容易にすることを目的としている事業であり、新たに施行された障害者自立支援法の中でも市が実施すべき事業の1つとして位置付けられており、必要性は高い。しかし市単独事業の自己負担助成については、自立支援法の中で利用者負担の考え方が示されていることから、再考する必要がある。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	自己負担金助成については、事務が煩雑であるため、効率性の観点から見直す必要がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	重度心身障がい者の利便性・安全性・衛生・快適性の確保のために用具を給付補助し、障がい者の負担の軽減を図り日常生活を支えることができおり、有効性は高い。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任は果たせている。情報提供の公平性についても問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	実績は前年並みであるが、事業の周知を更に図ることができれば、対象者の増加が見込める。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		日常生活用具給付事業については、心身障がい者の利便性・快適性等を確保し、日常生活を支えることができおり、今後も実施すべき事業である。しかしながら、自己負担の助成については、事務の煩雑化をもたらすこと、また自立支援法の中で利用者負担の考え方が明確化されていることから、法の趣旨にあわせ、再考する必要がある。				
判定		内容、規模、手法の一部を見直すべきである。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

狛江市事務事業評価 第二次評価表

事業名	家族介護用品支給等(重度心身障がい者)					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	3	4	4	3	18
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	重度心身障がい者(児)の同居の親族に対し、おむつ及びおむつ以外の介護用品を支給することにより、介護者等の経済的負担を軽減することを目的としている事業であり、必要性は高い。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	現物支給方式が馴染まないこと、対象者自体が少なく現物支給化による事務改善もさほど見込めないことから、従前どおりの助成方式で実施している。現状では、現在の実施方法で良いが、今後も事務の効率化を図るため、助成方式から現物支給方式への変更を検討する必要がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	在宅でのおむつ使用、あるいは入院中のおむつに係る経費の一部を助成することにより介護者等の経済的負担を軽減することができており、効果は上がっている。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任は果たせている。情報提供の公平性についても問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	対象者には、制度周知がなされており、実績値は今後も変わらない。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価	事業委託による現物支給化という課題もあるが、対象者が少ないこと、また入院患者が大部分を占める現状では現在の方式が妥当だと思われる。介護者の負担軽減が図られており、一定のニーズもあることから現状維持でよい。しかしながら高齢者に対しても同様の事業を行っており、介護保険との統合も踏まえ、事業統合等を検討する必要がある。					
判定	現状維持でよい。					
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

狛江市事務事業評価 第二次評価表

9

事業名	家族介護用品支給等(高齢者)					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	5	4	4	4	4	21
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	介護者の労力負担の軽減にも繋がっており、市民ニーズも増大していることから、市が実施すべき事業と考える。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	支給額が2段階に分かれており、他市より優れた方式になっている。必要以上に支給されている可能性もあり、経費相当の効果はあるが、改善の余地がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	現物支給することで、介護者の労力負担の軽減にも繋がっており効果は上がっている。現物支給方式に変更し、事務改善も図れており、手段も適当である。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っている。説明責任は果たせており、情報提供の公平性についても問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	事業を整理・統合している関係で数値には現れていないが、同一の対象者で考えると前年度より向上している。対象者の精査の必要性も指摘されており、実績値が向上するとはいえない。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		助成方式から現物支給方式へ変更を行い、事務量軽減が図られたものの現物支給化に伴う改善点も指摘されている。対象者の精査も含め、一部を見直すべきである。				
判定		内容、規模、手法の一部を見直すべきである。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	入浴サービス(入浴券)					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	2	3	4	3	16
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	住宅における入浴施設の整備等が進んできているものの、一定の市民ニーズはあることから今後も実施すべき事業である。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	申請後の継続的な実態調査による受給者の精査の必要性が指摘されており、見直すべきところがある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	対象者を整理する必要がある、実施手段について一部問題がある。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任は果たせている。情報提供の公平性についても問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	今年度の目標は達成できている。市民ニーズは変わらないこと、受給者の精査が必要であることから、実績値は向上するとはいえない。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		入浴施設のない住宅や公衆浴場の減少など、社会情勢は制度開始当時と異なってきており、現時点では必要性の高い事業であるが、効率性の観点から将来的には見直す必要がある。また、実施にあたっては、公平性の観点から、所得制限の導入、対象者の精査等を検討すべきである。				
判定		内容、規模、手法の一部を見直すべきである。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	入浴サービス(訪問入浴)					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	3	4	4	3	18
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	入浴が著しく困難な在宅の身体障がい者に対して、訪問による入浴サービスを提供することにより、身体障がい者の福祉の向上を図ることを目的としており、市が実施すべき事業である。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	平成17年度から通所入浴サービスを廃止し、訪問入浴に統合する事業再編を行っており、現内容が妥当である。ほとんどの市が同様の内容で事業を実施している。費用対効果についても問題はない。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	入浴が著しく困難な身体障がい者が在宅で入浴することができており、効果は上がっている。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任は果たせている。情報提供の公平性についても問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	対象者には、制度周知がなされており、実績値は今後も変わらない。一定の目標は達成できている。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		訪問入浴以外では入浴困難な在宅の障がい者を対象としている事業であり、市で行う必要性は高い。事業内容等は現状維持で構わないが、新たに障害者自立支援法が施行され、地域生活支援事業の位置づけとなることから、法の趣旨にあわせて一定の整理が必要になる。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	補装具交付・修理					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	3	4	4	3	18
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	補装具交付については、法律で義務付けられている事業であり、必要性は高いが、市単独事業の自己負担助成については、新たに施行された自立支援法の中で利用者負担の考え方が示されていることから、再考する必要がある。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	自己負担金助成については、事務が煩雑であるため、効率性の観点から見直す必要がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	障がい者の失われた身体機能を補完又は代替する用具を交付することにより、日常生活の向上が図られており、効果は上がっている。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任は果たしている。情報提供の公平性についても問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	対象者には、制度周知がなされており、実績値は今後も変わらない。一定の目標は達成できている。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		身体障がい者及び身体障がい児の失われた身体機能を補完又は代替し、身体障がい者の日常生活の向上を図ることを目的に補装具の交付等を行っており、今後も実施していく必要がある。負担金助成については、法の趣旨との整合性、事務の煩雑さを招いていることから再考する必要がある。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	心身障がい児通園児童保護者負担軽減助成					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	3	4	3	4	18
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	私立心身障がい児通所訓練施設に通所する児童の保護者等に対してその保育料の一部を助成することにより、保護者の負担の軽減を図ることを目的としており必要性は高い。訓練施設等の受入定員等は決まっていることから市民ニーズは今後も変わらないと思われる。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	平成17年度から所得制限を設ける事業再編を行っており現内容が妥当であるが、対象者に対する周知方法等に見直しすべき箇所がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	保護者負担の軽減を図っており、効果は上がっている。公平性、手段についても適当である。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っているが、市内在住で市外施設へ通う通所者からの申請がないため、公平性については、改善の必要が考えられる。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	今年度の目標は達成できている。実績値については、前年度比と変わらないが、事業の周知を更に図ることにより、実績値向上の余地がある。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		私立又は任意団体の通所訓練施設に通う児童の保育料を助成することで保護者の負担軽減が図られており、必要性は高いといえる。現状維持で構わないが、情報提供のあり方に問題が見受けられることから、PRの仕方については改善の必要がある。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	敬老金					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	2	3	3	4	3	15
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	社会を支えて来られた高齢者へ感謝の気持ちを表すとともに安否確認を目的に、節目年齢にお祝いとして、敬老金を支給している事業であるが、市が実施すべき必要が薄れている部分がある。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	節目支給にし、年齢によって金額を増額するなど、メリハリの効いた事業展開を図っており、現内容が妥当である。費用対効果の面でも効率化が図られ問題はない。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	事業の効果は上がっており、公平性についても、適当である。手段については、現金給付が敬老の意や福祉の増進に寄与できているか今後見極める必要もあり、一部に問題がある。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任は果たしている。情報提供の公平性についても問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	今年度の目標は達成できている。前年度同等の実績値となっている。実績値については、当面は変わらない。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		民生委員による敬老金の配布により、高齢者に対する敬意を表すこと、安否確認という事業の目的は果たしており、現状維持でよい。しかし産業振興・地域振興の観点から、現金給付に代えて商品券支給へと実施手段を一部変更することも考えられる。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

狛江市事務事業評価 第二次評価表

15

事業名	老人福祉センター浴室開放					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	3	3	4	3	17
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	高齢者等の健康増進、教養向上、レクリエーション等の便宜を図るために設置された老人福祉センターの主要事業であり、市が実施すべき事業である。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	市内在住のすべての高齢者への公平性をさらに追及していくには、他事業との統合等を見据える必要もあるが、現状の内容が適当と考える。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	老人福祉センターの浴室開放という手段は問題はないが、浴室場所が1か所に限られており、あまり効果は上がっていない。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任は果たせている。情報提供の公平性についても問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	今年度の目標は達成できている。前年度同等の実績値となっている。実績値については、今後も変わらない。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		老人福祉センター事業の一翼を担う事業であり、必要性は高く、効率性、有効性も一定の評価を得ていることから、現状維持でよい。しかし、施設が限定されていることもあり、市内在住すべての高齢者への公平性をさらに追及していくには、他事業との統合など事業の再構築を検討する必要もある。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	介護保険導入等に伴う一部負担軽減					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	2	0	2	2	1	7
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	介護保険制度の導入に伴い、新たな利用者負担が生じることにより、真にサービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるようにする事業であるが、対象者の減少が見込まれており市が実施すべき必要性が薄れている部分がある。また、市民ニーズもほとんどない。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	低所得者のための減額制度(社会福祉法人等の生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業等)も整備されてきており、抜本的に見直す必要がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	当初の事業目的は終了している。保険料減免の3原則に反しており、公平性、手段についても不相当である。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の方法による情報提供はできていないが、特定の対象者に対する事業であり、対象者に対する説明責任は十分に果たしている。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	今年度の目標は達成できている。前年度比で実績値は、減少しており、今後も減少すると考えられる。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		低所得者のための負担軽減制度も整備されてきていること、また介護保険導入時における激変緩和という当初の事業目的が終了していることから廃止も視野に入れて抜本的に見直すべきである。				
判定		廃止も視野に入れて抜本的に見直すべきである。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	健康診査					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	5	2	3	3	4	17
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	医療保険制度改革に伴う法改正に基づき、国民健康保険の被保険者及び医療制度未加入者並びに生活保護受給者に対する実施責任は、市となる。市民ニーズは増大している。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	一部の市では、一部負担制度の導入を積極的に行っており、狛江市としても乳がん、子宮がんだけでなく、一部負担の導入を図り、本人が必要としない受診項目の経費を削減し、一部負担による支出軽減分と合わせて、受診希望者全員が受診できるように改善するなど見直す必要がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	年度途中で受診が打ち切られており、公平性に一部問題がある。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	年度途中で定員に達しており、受診枠が需要に対応できていない状況から、対象者全員に公平な情報提供ができていないか改善の余地がある。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	市民の受診要望に応えられていない状態であり、目標は達成できておらず、実績値向上の余地はある。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		市民ニーズも高く、必要性の高い事業であるが、現在は年度を通じて希望者が受診できる事業にはなっていない。受診経費の削減、自己負担の導入等費用対効果、公平性の面で問題が見受けられ、医療制度改革に伴う健診事業の見直しの中で、一部見直すべきところがある。				
判定		内容、規模、手法の一部に見直すべきところがある。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	子育てひろば(あそびの広場)					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	5	2	3	4	5	19
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	核家族化が進み、家に閉じこもりがちな母親にとって、気軽に立ち寄りながら、子育ての悩みを相談したり、遊びを通じたネットワーク作りの場として活用する場を提供するものであり、市が実施すべきである。市民ニーズも増加傾向にある。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	サービスの場の提供として学童保育所を有効活用している点は良いが、学校の三期休業中に実施できないなど、定期的な活動が難しい。また、NPOや自治会などが実施する事例も出てきていることをふまえ、費用対効果を含め事業形態を考えていく必要がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	17年度から、保育園から学童保育所に場所を移して試行したところ、利用者数が大きく伸びた。親の子育てへの負担緩和が図られていると考えられ、効果は予想以上に上がっているといえる。反面、現在は2か所での実施のため、市内全域をカバーできず、公平性に欠ける部分はある。また、必ずしも学童保育所で実施しなければならないものではなく、専門の相談員を配置する必要もあるなど、実施手段に一部課題が残る。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	広報や子育てガイドブックへの掲載、学童保育所、児童館、保育園等を通じたチラシ配布など周知を図っており、説明責任は果たしている。公平性も特に問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	前年度と比べ、利用者数は大きく伸びており、今後実績値が向上する余地もあると考える。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		乳幼児を含めた子どもの居場所確保という点で有効な事業であり、利用者数も大幅に増加し概ね好評である。また、学童保育所の空き時間を利用して行うことは施設の有効利用の点から効率的であり、代替する場所も特段見当たらないことから、試行実施の中で手法などを見直しながら事業展開を図る必要がある。				
判定		内容、規模、手法の一部を見直すべきである。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	生活保護世帯見舞金等(理美容サービス)					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	5	2	3	4	4	18
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	在宅の常時臥床状態の者等に対し理容・美容サービス券を交付し、福祉の向上を図る事業であり、市が実施すべき事業である。市民ニーズは増大している。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	平成17年度に常時臥床状態の者等に限定した事業へと再編を行っており、現内容が妥当と考える。費用相当の効果はあるが自己負担を導入しているところもあること、また実態調査を継続的に行い、対象となるべき人を精査する必要があることから、改善の余地がある。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	理美容券交付により、福祉向上が図られており、効果は上がっている。実態調査を継続的に行う必要もあり、公平性については、一部問題がある。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任も果たしている。情報提供の公平性についても問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	今年度の目標は達成できている。常時臥床状態の者が増加する傾向にあるが、公平性の観点から対象者を精査することにより、実績値はあまり変わらないものとする。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		在宅の臥床状態の高齢者に対するサービス提供であり、必要性は高い。病状変化への対応等の課題はあるが、現状維持でよい。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	生活保護世帯見舞金等(老人福祉電話)					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	2	2	2	3	3	12
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	ひとり暮らし老人等に福祉電話を貸与することにより、老人の安否の確認、その他各種相談を行い、孤独感の解消を図る事業であり、市が実施すべき事業であるが、市民ニーズが減少している。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	設置台数が激減しており、事業形態、費用対効果に見直すべき箇所が見受けられる。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	効果はあまり上がっているとはいえ、安否確認の手段として一部問題が生じている。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任は果たしている。情報提供の公平性については改善の余地がある。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	今年度の目標は達成できている。実績値は市内に住所を有する一定の要件を満たす世帯を対象としており、前年度比は今後とも変わらないと思われる。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		独居高齢者、高齢者のみの世帯への安否確認、見守り体制の確立の必要性は高いが、この事業に対するニーズは低下し、効果はあまり上がっていない。電話加入権価格が低下するなど社会情勢も変化していることから、廃止も視野に入れて抜本的に見直すべきである。				
判定		廃止も視野に入れて抜本的に見直すべきである。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名		心身障がい者福祉手当				
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	5	3	4	4	3	19
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	経済的負担の軽減、所得格差の補完を図ることを目的として都制度に基づき実施しているものであり、必要性は高い。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	平成17年度から市上乗せ分の廃止や対象者を65歳未満とするなど、都制度にあわせた事業再編を行っており、現内容が妥当である。都条例及び規則に基づいているため、支給額、支給制限及び対象者は各市同様であり、手段についても適当である。費用対効果については、特に問題はない。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	障がい者の経済的負担の軽減を図ることができており、効果は上がっている。公平性、手段についても適当である。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	複数の媒体を使用した情報提供を行っており、説明責任は果たせている。情報提供の公平性についても問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	対象者には、制度周知がなされており、実績値は今後も変わらない。一定の目標は達成できている。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		都条例に従い実施しているものであり、必要性も高い。しかしながら福祉全般における制度が給付から支援へという考え方に転換してきている流れもあり、あり方については、都の動向をふまえ検討の余地もある。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名		生ごみ処理機購入費補助				
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	3	4	5	4	20
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	可燃ごみの中で大きな割合を占める生ごみに対する関心を高め、ごみ減量を考えるきっかけづくりのためにも必要不可欠な事業であり、市が実施すべきである。実績は増加傾向にあるが、有料化に伴うものと考えられ、市民ニーズとしては変わらないと考える。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	事業形態は現内容が妥当である。また、17年度からの補助額引下げと利用者数の増加が相まって、受給者1人あたりコストは下がっており、費用対効果としては問題ないといえる。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	生ごみを自家処理することにより、ごみ処理費用の負担を減らすことができるだけでなく、ごみ減量の意識啓発にもつながっており、効果は上がっているといえる。対象者に特段制限を設けておらず、公平性、実施手段も適当である。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	現在はイベント時のPRや広報、HP掲載により周知を図っており、説明責任は果たせている。公平性も特に問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	目標値は達成できているが、ここ最近の受給者数の増は、主に有料化に伴うものと考えられ、今後の利用者数はあまり変わらないと考える。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		17年度はごみ有料化に伴い実績が上がった面もあり、今後の大幅な利用者増は見込めないが、処理機の利用を通じてごみに対する意識の醸成が図られるなど総体としての効果は上がっていると考える。事業内容は現状維持で良いが、今後は、実際にどれだけ処理機が使用されているのかといった実態把握を通じ、排出された処理物の処理法や活用法の周知など、さらなる意識改革につなげていく必要がある。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	環境学習					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	4	4	4	4	4	20
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	環境基本計画に基づく事業として、市が実施することにより市民の環境問題への初期的参加・実践活動を通じて、問題に対する共有意識の醸成に資することができる。市民ニーズは変わらないと考える。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	事業内容のマンネリ化が見られるため、事業形態の一部に見直すべき箇所がある。また、委託事業から市の直接実施となったが、特段大きな影響はなく、コストも抑えられ、概ね良好に事業展開が図られているといえる。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	事業内容のマンネリ化といった課題はあるが、全市民を対象に、学習会をはじめイベント等を開催するなど、様々な事業を展開し、気軽な参加機会を提供している。公平性も適当である。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	広報やチラシ配布、広報案内板への掲示による各種イベントの周知を図っており、説明責任は果たしている。公平性も特に問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	参加者の固定化や事業内容のマンネリ化を解消することにより、参加者数を向上させる余地はある。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		誰でも気軽に参加でき、啓発事業としては市民が参加しやすいものといえるが、今後の課題として、事業のマンネリ化解消や新規参加者を取り込めるような事業展開などが必要である。また、17年度から直接実施としたが、かえってコスト削減が図られ、効率面で一定の成果が上がっているといえるので、今後の実施方法については、こうした実績をふまえて検討すべきである。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	就学援助					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	5	2	3	5	3	18
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	学校教育法第25条及び第40条の規定に基づき、要保護者である者又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対する実施が義務付けられており、市民ニーズに左右されるものではない。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	支払項目や選定基準など各校でばらつきが見られるため一部見直す必要がある。また、係数を1.1に引き下げたことにより総事業費は削減できたが、1人あたりコストはほとんど変わっておらず、費用対効果に大きな改善は見られていない。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	国制度に基づき、保護者の経済的負担を軽減するために実施しており、一定の効果は上がっている。また、申請に基づき、原則として算定式に当てはめて審査しているため公平性は問題ないが、修学旅行費など、実費で支給する費目については、内容や実施方法などにより各校で差が生じるなど、実施手段に一部問題がある。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	広報やHPに掲載するとともに、学校を通じて全児童・生徒に通知を行っており、説明責任は果たしている。公平性も特に問題はない。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	17年度からの係数引下げにより、申請者と対象者のズレについて一定の改善はできていると考える。また、実績値の減は係数引下げによるものであり、制度内での利用率として大きな変化はなく、今後の実績値も変わらないと考える。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価		本事業は、国制度に基づき保護者の経済的負担を軽減するために実施しているものである。以前から給付が必要でない者にまで支給しているのではないかという問題があったが、係数を引き下げたことにより、よりの確な給付ができるようになったと考える。				
判定		現状維持でよい。				
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

事業名	子どもフリースペース事業					
第二次評価	必要性	効率性	有効性	透明性	目標達成度	総合評価点
	5	4	2	4	4	19
第二次評価の視点						
必要性	法令等義務付け	都市化や少子化の進展に伴い、子どもたちが集団で遊べる機会が少なくなっていく中で、健全育成を図るため、市が実施すべき事業であり、市民ニーズも増大している。				
	公民役割分担					
	市民ニーズ					
効率性	事業形態	ほぼ同内容の事業で総事業費及び参加者1人あたりコストの減が図られており、費用対効果の面で特に問題はなく、事業形態も妥当である。				
	他市との比較					
	費用対効果					
有効性	効果	全校実施されていないため、公平性に欠ける部分がある。また、ボランティアの育成、確保等地域にフリースペースとの交流を図れる素地が現時点では不十分であることや、学校行事などによって実施が左右される場合がある。				
	公平性					
	手段					
透明性	情報提供方法	学校を通じ、事業内容やイベント情報を掲載した「フリースペース通信」を配布している。また、新一年生への通知も行うなど、公平な周知ができています。				
	説明責任					
	公平性					
目標達成度	今年度の目標	事業全体としては利用者数は増加傾向にあるが、1校1日あたりで見るとほぼ横ばいである。また、18年度からは緑野小学校でも実施しており、一層の利用者増が図られて今後実績値が向上する余地はある。				
	前年度比					
	実績値向上					
総合評価	放課後児童健全育成事業の一環として実施しており、子どもの居場所や遊び場を提供する重要な事業である。18年度からは緑野小学校でも実施しており、また、第三小学校では空き教室に余裕がないが、校庭・体育館を開放しているので、ほぼすべての児童が利用できる環境にある。今後は、ボランティア育成・確保といった実施基盤を確立し、市の放課後対策全体の中で事業を展開していく必要がある。					
判定	拡充していくべきである。					
第二次評価実施機関 狛江市行財政改革推進委員会						

7 参 考 资 料

狛江市事務事業評価実施要綱

平成 15 年 3 月 31 日

要綱第 22 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、事務事業評価を実施することにより、市民サービスの向上を図り、職員の意識改革、財政運営等の見直しを行い、市民の視点に立った成果重視の市政運営に資するとともに、市政に関し市民に説明する責務を全うすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事務事業 特定の行政課題等に対応するための具体的な方策及び対策について、これらを実現するための個々の行政手段としての事務及び事業をいう。

(2) 事務事業評価 事務事業の効果等を分析し、検証を行うことをいう。

(事務事業評価の対象)

第 3 条 事務事業評価の対象は、狛江市組織条例（平成 15 年条例第 23 号）第 1 条に規定する部、狛江市組織規則（平成 15 年規則第 53 号）第 4 条に規定する課、収入役の補助組織設置規則（昭和 50 年規則第 3 号）第 1 条に規定する課、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会の事務局の部又は課及び室、委員の事務局、法第 138 条第 2 項に規定する議会の事務局、狛江市立公民館条例（平成 5 年条例第 33 号）第 1 条に規定する公民館及び狛江市立図書館設置条例（昭和 51 年条例第 10 号）第 1 条に規定する図書館の所掌するすべての事務事業を対象とする。

(事務事業評価の内容)

第 4 条 事務事業評価は、事務事業を所管する部等が必要、効率性、有効性、透明性及び目標達成度の視点について評価し、及びこれを踏まえて総合評価を行う。

(選定及び通知)

第 5 条 事務事業評価を実施するにあたっては、狛江市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）は毎年度、第 1 条に規定する目的を実現するため事務事業評価の実施が必要と判断する事務事業を選定し、狛江市行財政改革推進本部の承認を受けなければならない。

2 狛江市行財政改革推進本部長は、前項の承認を得た後、当該選定の内容を所管する部等に通知するものとする。

(第一次評価の実施)

第 6 条 前条第 2 項に規定する選定の通知を受けた部等は、決算事務の終了後直ちに事務事業評価第一次評価を実施するものとする。

(第二次評価の実施及び市長への報告)

第7条 委員会は、事務事業評価第一次評価の結果を取りまとめるとともに、事務事業評価第二次評価を実施し、評価結果等を市長に報告しなければならない。

(事務事業評価の公表)

第8条 市長は、事務事業評価の評価結果等を市民に公表するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年9月18日要綱第73号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年1月19日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日要綱第56号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年1月29日要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年12月1日から適用する。

狛江市行財政改革推進委員会設置要領

平成9年5月13日

市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、狛江市行財政改革推進本部設置要綱(平成9年要綱第47号)第5条の規定に基づき、狛江市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行財政改革推進について次の各号に掲げる事項を検討する。

(1) 推進計画の見直しについて

(2) 推進のための方策について

(組織)

第3条 委員は、企画経営室長、情報課長、職員課長、収納課長、高齢福祉課長、環境改善課長、管理課長、会計課長、学校教育課長及び社会教育課長をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長、副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画財政部企画経営室企画調整担当が行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項については、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成9年5月13日から施行する。

付 則(平成11年2月10日市長決裁)

この要領は、市長決裁の日から施行する。

付 則(平成13年6月29日市長決裁)

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

付 則(平成16年3月30日市長決裁)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年4月1日市長決裁)

この要領は、市長決裁の日から施行する。

「狛江市アクションプラン～第3次行財政改革推進計画編～」抜粋

体系コード	計画	実施項目	取組概要	所管	16年度までの取組	効果額(千円)				備考	
						17年度	18年度	19年度	20年度		21年度
3-2 事業のすみこみ											
3-2-1 事務事業の再編・整理・廃止・統合 : 住民ニーズや実績に基づく事業の整理を行い、効果的、効率的な事業運営を行います。											
3-2-1-1	新	私立幼稚園等園児保護者負担軽減	・所得制限を導入する。 ・新入園支度金を増額する。	総務防災課	・規則改正	11,728	11,728	11,728	11,728	11,728	
3-2-1-2	19	乳幼児医療費助成	・未就学児の所得制限を撤廃する。	保険年金課	・条例改正	3,933	13,309	13,309	13,309	13,309	
3-2-1-3	20	市民保養施設利用助成事業	・宿泊利用限度3泊を2泊に短縮し、契約施設を整理する。 ・助成対象者を子ども、高齢者、障がい者に特化する。	産業生活課	・要綱改正	1,472	2,924	2,924	2,924	2,924	
3-2-1-4	21	住宅資金融資	・新規融資凍結を検討する。	産業生活課		67	67	67	67	67	
3-2-1-5	22	重度身体障がい者(児)住宅改修給付事業	・市単独上乗せ補助を廃止する。	産業生活課	・要綱改正	322	322	322	322	322	
3-2-1-6	新	住宅改修指導	・制度を廃止する。(平成18年度)	産業生活課			15	15	15	15	
3-2-1-7	新	居住安定支援助成	・制度を廃止する。(平成19年度)	産業生活課			187	240	240	240	
3-2-1-8	新	イベント実施方法等の見直し	・各種イベントの実施体制や役割分担を見直す。(はおすき市実施委託凍結、花火大会・いかだレース補助凍結)	産業生活課		1,239	1,239	1,239	1,239	1,239	効果額ははおすき市のみ。花火大会・いかだレース補助凍結の効果額は72を含む。
3-2-1-9	23	障がい者の移送サービス	・同種事業を整理する。 ・フリーハンドライタクシー廃止 福祉タクシー券発着 カソリン費助成削減 ・低所得者への減免を廃止する。(平成18年度)	社会福祉課	・フリーハンドライタクシー廃止 ・要綱改正	3,563	4,456	4,456	4,456	4,456	
3-2-1-10	24	重度心身障がい者(児)日常生活用具給付等	・一部用具基準額上乗せを解消する。 ・自己負担額助成への所得制限を導入する。	社会福祉課	・要綱改正	352	352	352	352	352	

体系コード	計画	実施項目	取組概要	所管	16年度までの取組	効果額(千円)				備考	
						17年度	18年度	19年度	20年度		21年度
3-2-1-11	25	家族介護用品支給等	・おむつ貸与・助成事業を介護用品事業に統合し、現物支給方式に変更する。	社会福祉課 高齢福祉課	・要綱改正	1,612	4,050	4,050	4,050	4,050	
3-2-1-12	26	入浴サービス	・通所入浴サービスを廃止し、訪問入浴へ統合する。 ・入浴券交付枚数を月8枚から4枚にする。	社会福祉課 高齢福祉課	・通所入浴サービス廃止 ・規則改正	5,361	5,361	5,361	5,361	5,361	
3-2-1-13	27	補装具交付・修理	・自己負担額助成への所得制限を導入する。	社会福祉課	・要綱改正	2,449	2,449	2,449	2,449	2,449	
3-2-1-14	新	心身障がい児通園児童保護者負担軽減助成	・所得制限を導入する。	社会福祉課	・規則改正	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152	
3-2-1-15	28	敬老金	・75歳以上への一律支給から前目支給に変更する。(77歳、88歳、99歳、100歳以上)	高齢福祉課		36,993	36,993	36,993	36,993	36,993	
3-2-1-16	29	老人福祉センター浴室開放	・老人福祉センター浴室開放日を月30日から15日にする。(効果額には、光熱水費を含む。)	高齢福祉課		5,206	5,206	5,206	5,206	5,206	
3-2-1-17	30	介護保険導入等に併せ一部負担軽減	・訪問介護サービス利用者に対する利用者負担軽減事業のうち、高齢者への助成を廃止する。障がい者に対しては一部継続する。	高齢福祉課	・高齢者への上乘せ 助成廃止 ・要綱改正	9,144	9,144	9,144	9,144	9,144	
3-2-1-18	新	生活支援ヘルパー	・社協・笑顔サービスへ受け皿を転換、制度を廃止する。	高齢福祉課	・要綱廃止	705	705	705	705	705	
3-2-1-19	31	かかりつけ歯科医定着促進事業	・制度を廃止する。	健康課		138	138	138	138	138	
3-2-1-20	32	健康診査	・基本健康診査診療単価引下げにより、受診枠を拡大する。(17・18年度各1,000人増) ・自己負担導入を検討する。	健康課	・乳がん検診自己負担導入	0	0	0	0	0	
3-2-1-21	33	岩戸児童センター遊戯室夜間開放	・開放日を月～土曜日夜間(午後7～9時)及び日曜日(午後5～7時)を3年間休止する。	児童福祉課	・要綱改正	877	877	877	877	0	

体系コード	計画	実施項目	取組概要	所管	16年度までの取組	効果額(千円)				備考	
						17年度	18年度	19年度	20年度		21年度
3-2-1-22	新	子育てひろば	・駄倉子育てひろばを児童養育所の午前開放を実施する。	児童福祉課		475	475	475	475	475	
3-2-1-23	34	生活保護世帯見舞金等	・重複支給の整理等(生保夏冬見舞金、理美容サービス、老人福祉電話)を行い、生活保護制度基準内に対応する。	社会福祉課 高齢福祉課	・要綱改正	8,359	8,359	8,359	8,359	8,359	
3-2-1-24	35	心身障がい者福祉手当	・施設入所者及び新規認定時65歳以上の支給を廃止する。 ・市上乗せ分を廃止する。	社会福祉課	・条例改正	11,570	11,570	11,570	11,570	11,570	
3-2-1-25	36	放課後児童健全育成事業等	・第三者評価もふまえて、放課後児童健全育成のあり方を検討する。	児童福祉課	・あり方の検討 ・第三者評価実施	-	-	-	-	-	
3-2-1-26	37	蜂の巣駆除	・スズメ蜂を除く宅地内の蜂の巣駆除を廃止する。	清掃課		578	578	578	578	578	
3-2-1-27	38	生ごみ処理機購入費補助	・補助枠を50台から100台へ拡大する。 ・限度額を25,000円から18,000円に引き下げる。	清掃課	・要綱改正	550	550	550	550	550	
3-2-1-28	新	ペットボトル減容	・リサイクルセンターで処理を行う。	清掃課		8,287	8,287	8,287	8,287	8,287	
3-2-1-29	39	環境講演会	・講師謝礼を廃止する。	環境改善課		40	40	40	40	40	
3-2-1-30	40	園芸講習会	・園芸講習会を一時中止する。 ・緑化相談をボランティアにて実施する。	環境改善課		133	133	133	88	88	
3-2-1-31	41	環境学習	・環境週間行事を一時中止する。 ・環境週間から環境デーへ移行する。 ・環境学習を年間行事とする。	環境改善課		620	620	620	10	10	
3-2-1-32	42	公園等清掃	・公園清掃等の委託内容見直し及びごみ箱撤去を行う。	環境改善課		23,140	23,140	23,140	23,140	23,140	
3-2-1-33	43	調布新市計画道路3・4・10号線整備	・電研西交差点から東側の整備を深掘し、新たな国や都の補助制度を検討する。	計画課 整備課		1,238	2,060	-	-	-	19年度、凍結解除に向けた事業展開を検討

体系コード	計画	実施項目	取組概要	所管	16年度までの取組	効果額(千円)					備考
						17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
3-2-1-34	44	就学援助	・就学援助費支給基準である所得に兼じる係数を1.5から1.1に変更する。	学校教育課		7,399	7,399	7,399	7,399	7,399	
3-2-1-35	45	子どもフリーブレイ事業	・長期休業期間の子どもフリーブレイを休止する。	社会教育課		4,821	-	-	-	-	平成17年度に休止の取りやめ
3-2-1-36	46	公民館事業	・効果的・効率的な事業展開を図るため、18事業を12事業に統廃合する。	公民館		1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	

登録番号(刊行物番号)

H18 - 26

平成 18 年度 狛江市事務事業評価結果報告書

平成 19 年 3 月発行

発行 狛江市
編集 企画財政部 企画経営室
狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
電話 03(3430)1111
印刷 庁内印刷
頒布価格 160 円